

第877回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成28年3月15日（火）午前9時30分から

場 所：県行政庁舎16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第876回教育委員会会議録の承認について

4 第877回教育委員会会議録署名委員の指名

5 教育長報告

(1) 検定中の教科書閲覧問題に関する調査結果について (義務教育課)

6 専決処分報告

(1) 第355回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について (総務課)

(2) 教育功績者表彰について (総務課)

7 議事

第1号議案 職員の人事について (総務課・教職員課)

第2号議案 教育功績者表彰について (総務課)

第3号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について (義務教育課)

第4号議案 宮城県文化財保護審議会委員の人事について (文化財保護課)

第5号議案 学校教育法施行細則の一部改正について (総務課)

第6号議案 校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について (教職員課)

第7号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について (教職員課)

第8号議案 高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について (高校教育課)

第9号議案 自然の家管理規則の一部改正について (生涯学習課)

第10号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について (総務課)

第11号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について (総務課)

第12号議案 宮城県教育委員会会議規則の一部改正について (総務課)

第13号議案 県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について (教職員課)

第14号議案 市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について (教職員課)

第15号議案 教科用図書選定審議会規程の一部改正について (義務教育課)

第16号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」について (総務課)

8 課長報告等

(1) 宮城県学校運営支援本部～第2次期間（H28～H30）の取組に向けて～ (総務課)

(2) 宮城県教育振興基本計画第2期アクションプラン（平成28年度版）（案）
について (教育企画室)

(3) 第2回宮城県教育振興審議会の開催概要について (教育企画室)

(4) 平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る後期選抜実施状況について (高校教育課)

(5) 県有体育施設のネーミングライツの選定結果について (スポーツ健康課)

9 資料（配付のみ）

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| （１）教育庁関連情報一覧 | （総務課） |
| （２）スマホ・携帯の使用について注意喚起を図るリーフレット | （教育企画室） |
| （３）宮城の防災教育だより（第５号） | （教職員課） |
| （４）平成２８年３月高等学校卒業予定者の就職内定状況について | （高校教育課） |
| （５）第７１回国民体育大会冬季大会の結果について | （スポーツ健康課） |
| （６）宮城県図書館特別展「東日本大震災文庫展Ⅳ」 | （生涯学習課） |

10 次回教育委員会の開催日程について

11 閉会宣言

第355回宮城県議会議案（追加提出分）に対する意見について

平成28年2月宮城県議会に提案される下記の予算議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第3条第1項の規定により平成28年2月15日専決処分し、異議のない旨回答した。

よって同条第2項の規定により報告する。

記

予算議案

- ・平成27年度宮城県一般会計補正予算

平成28年3月15日提出

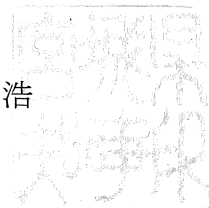
宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁



財 第 2 0 9 号
平成 2 8 年 2 月 1 2 日

宮城県教育委員会委員長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第 3 5 5 回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 予算議案

平成 2 7 年度宮城県一般会計補正予算



第355回宮城県議会提出（追加提出分）予算議案の概要
 ～平成27年度2月補正予算の概要（教育庁関係分）～

1 補正予算の概要

（単位：千円）

平成26年度	平成27年度			増減	比較
最終予算額(A)	現計予算額(B)	2月補正額(C)	計(B+C)=(D)	(D)-(A)	(D/A)
206,830,162	213,695,693	▲ 5,315,197	208,380,496	1,550,334	100.7%

2 主な補正内容

（単位：千円）

事業名	概要	補正額
スポーツ振興基金造成費 （スポーツ健康課）	スポーツ施設の長寿命化等対策に要する経費等をスポーツ振興基金へ積み増しするため、増額補正するもの。	1,508,693
美術作品収集事業 （生涯学習課）	これまでに美術品取得基金で購入した美術品の一部を買戻しするため、それらに要する経費等を増額補正するもの。	355,065
高等学校建設災害復旧事業 （施設整備課）	事業実施時期の一部見直しなどにより事業費を減額補正するもの。	▲ 1,925,200
教職員に係る退職手当 （福利課）	勸奨退職見込者数が当初の想定を下回る予定であるため、減額補正するもの。	▲ 970,000

3 繰越事業

（単位：千円）

	事業名	担当課	繰越額
教育費	高等学校建設事業	施設整備課	1,388,900
	特別支援学校建設事業	義務教育課 施設整備課	531,400
	文化財災害復旧支援事業	文化財保護課	165
	社会教育施設整備事業	生涯学習課	251,900
	体育施設整備事業	スポーツ健康課	15,200
災害復旧費	高等学校災害復旧事業	施設整備課	1,613,700
	社会教育施設災害復旧事業	生涯学習課	1,007,400

4 債務負担行為（変更）

（単位：千円）

事項名	設定期間			限度額
農業高等学校災害復旧工事 （施設整備課）	変更前	自平成27年4月	至平成30年3月	9,190,000
	※平成27年度議決に係るものの変更 変更後		至平成30年3月	10,919,000

第5号議案

学校教育法施行細則の一部改正について

学校教育法施行細則（昭和30年宮城県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「中学校」の下に「義務教育学校」を加える。

第十五条第一項第四号中「若しくは中学校」を「中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第十九条中「及び中学校」を「中学校及び義務教育学校」に改める。

第二十一条中「中学校」の下に「義務教育学校」を加え、「又は中学部」を「若しくは中学部」に改める。

第二十七条第二項中「又は中学校」を「中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程」に改める。

別記第二号の二様式及び別記第二号の三様式中「~~中~~」を「~~中~~・~~中~~」に改める。

別記第六号様式中「(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)(十二)(十三)(十四)(十五)(十六)(十七)(十八)(十九)(二十)(二十一)(二十二)(二十三)(二十四)(二十五)(二十六)(二十七)(二十八)(二十九)(三十)(三十一)(三十二)(三十三)(三十四)(三十五)(三十六)(三十七)(三十八)(三十九)(四十)(四十一)(四十二)(四十三)(四十四)(四十五)(四十六)(四十七)(四十八)(四十九)(五十)(五十一)(五十二)(五十三)(五十四)(五十五)(五十六)(五十七)(五十八)(五十九)(六十)(六十一)(六十二)(六十三)(六十四)(六十五)(六十六)(六十七)(六十八)(六十九)(七十)(七十一)(七十二)(七十三)(七十四)(七十五)(七十六)(七十七)(七十八)(七十九)(八十)(八十一)(八十二)(八十三)(八十四)(八十五)(八十六)(八十七)(八十八)(八十九)(九十)(九十一)(九十二)(九十三)(九十四)(九十五)(九十六)(九十七)(九十八)(九十九)(百)」を「~~中~~」に改める。

別記第十八号様式、別記第二十三号様式及び別記第二十五号様式中「(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)(十二)(十三)(十四)(十五)(十六)(十七)(十八)(十九)(二十)(二十一)(二十二)(二十三)(二十四)(二十五)(二十六)(二十七)(二十八)(二十九)(三十)(三十一)(三十二)(三十三)(三十四)(三十五)(三十六)(三十七)(三十八)(三十九)(四十)(四十一)(四十二)(四十三)(四十四)(四十五)(四十六)(四十七)(四十八)(四十九)(五十)(五十一)(五十二)(五十三)(五十四)(五十五)(五十六)(五十七)(五十八)(五十九)(六十)(六十一)(六十二)(六十三)(六十四)(六十五)(六十六)(六十七)(六十八)(六十九)(七十)(七十一)(七十二)(七十三)(七十四)(七十五)(七十六)(七十七)(七十八)(七十九)(八十)(八十一)(八十二)(八十三)(八十四)(八十五)(八十六)(八十七)(八十八)(八十九)(九十)(九十一)(九十二)(九十三)(九十四)(九十五)(九十六)(九十七)(九十八)(九十九)(百)」に改める。

別記第三十号様式中「(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)(十二)(十三)(十四)(十五)(十六)(十七)(十八)(十九)(二十)(二十一)(二十二)(二十三)(二十四)(二十五)(二十六)(二十七)(二十八)(二十九)(三十)(三十一)(三十二)(三十三)(三十四)(三十五)(三十六)(三十七)(三十八)(三十九)(四十)(四十一)(四十二)(四十三)(四十四)(四十五)(四十六)(四十七)(四十八)(四十九)(五十)(五十一)(五十二)(五十三)(五十四)(五十五)(五十六)(五十七)(五十八)(五十九)(六十)(六十一)(六十二)(六十三)(六十四)(六十五)(六十六)(六十七)(六十八)(六十九)(七十)(七十一)(七十二)(七十三)(七十四)(七十五)(七十六)(七十七)(七十八)(七十九)(八十)(八十一)(八十二)(八十三)(八十四)(八十五)(八十六)(八十七)(八十八)(八十九)(九十)(九十一)(九十二)(九十三)(九十四)(九十五)(九十六)(九十七)(九十八)(九十九)(百)」を「~~中~~」に改める。

別記第三十三号様式及び別記第三十五号様式中「(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(十)(十一)(十二)(十三)(十四)(十五)(十六)(十七)(十八)(十九)(二十)(二十一)(二十二)(二十三)(二十四)(二十五)(二十六)(二十七)(二十八)(二十九)(三十)(三十一)(三十二)(三十三)(三十四)(三十五)(三十六)(三十七)(三十八)(三十九)(四十)(四十一)(四十二)(四十三)(四十四)(四十五)(四十六)(四十七)(四十八)(四十九)(五十)(五十一)(五十二)(五十三)(五十四)(五十五)(五十六)(五十七)(五十八)(五十九)(六十)(六十一)(六十二)(六十三)(六十四)(六十五)(六十六)(六十七)(六十八)(六十九)(七十)(七十一)(七十二)(七十三)(七十四)(七十五)(七十六)(七十七)(七十八)(七十九)(八十)(八十一)(八十二)(八十三)(八十四)(八十五)(八十六)(八十七)(八十八)(八十九)(九十)(九十一)(九十二)(九十三)(九十四)(九十五)(九十六)(九十七)(九十八)(九十九)(百)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案	現行	備考
<p style="text-align: center;">学校教育法施行細則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 就学義務(第三条―第十四条)</p> <p>第三章 認可、届出等(第十五条―第二十八条)</p> <p>第四章 補則(第二十九条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の規定に基づき、児童生徒等のうち視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の保護者に係る就学義務、学校等の設置廃止等の認可及び届出並びに学期その他県立学校における教育の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 学齢児童 学校教育法(以下「法」という。)第十八条に規定する学齢児童をいう。</p>	<p style="text-align: center;">学校教育法施行細則</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 就学義務(第三条―第十四条)</p> <p>第三章 認可、届出等(第十五条―第二十八条)</p> <p>第四章 補則(第二十九条)</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)、学校教育法施行令(昭和二十八年政令第三百四十号)及び学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)の規定に基づき、児童生徒等のうち視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の保護者に係る就学義務、学校等の設置廃止等の認可及び届出並びに学期その他県立学校における教育の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(用語)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 学齢児童 学校教育法(以下「法」という。)第十八条に規定する学齢児童をいう。</p>	

二 学齢生徒 法第十八条に規定する学齢生徒をいう。
三 児童生徒等 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第四条に規定する児童生徒等をいう。

四 視覚障害者等 施行令第五条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者をいう。

五 保護者 法第十六条に規定する保護者をいう。

六 学校 法第一条に規定する学校のうち、市町村の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

七 専修学校 法第二百二十四条に規定する専修学校のうち市町村の設置するものをいう。

八 各種学校 法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち市町村の設置するものをいう。

九 児童等 学校、専修学校又は各種学校に在学する児童生徒又は幼児をいう。

十 校地 学校、専修学校又は各種学校の保育又は教育の用に供する土地をいう。

十一 校地校舎等 校地、校舎、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地建物をいう。

第二章 就学義務 (略)

第三章 認可、届出等

(設置)

第十五条 学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の設置についての認可の申請又は届出は、申請書(別記第十七号様式)又は届出

二 学齢生徒 法第十八条に規定する学齢生徒をいう。
三 児童生徒等 学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第四条に規定する児童生徒等をいう。

四 視覚障害者等 施行令第五条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者をいう。

五 保護者 法第十六条に規定する保護者をいう。

六 学校 法第一条に規定する学校のうち、市町村の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。

七 専修学校 法第二百二十四条に規定する専修学校のうち市町村の設置するものをいう。

八 各種学校 法第三百三十四条第一項に規定する各種学校のうち市町村の設置するものをいう。

九 児童等 学校、専修学校又は各種学校に在学する児童生徒又は幼児をいう。

十 校地 学校、専修学校又は各種学校の保育又は教育の用に供する土地をいう。

十一 校地校舎等 校地、校舎、運動場その他直接保育又は教育の用に供する土地建物をいう。

第二章 就学義務 (略)

第三章 認可、届出等

(設置)

第十五条 学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の設置についての認可の申請又は届出は、申請書(別記第十七号様式)又は届出

義務教育学校を追加するもの。

書(別記第十八号様式)に、学校、専修学校又は各種学校に係るものにあつては学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第三条に規定する書類及び図面に加え、分校に係るものにあつては施行規則第七条に規定する書類及び図面に加え、それぞれ次に掲げる書類及び図面(分校にあつては第一号及び第二号を除く。)を添えて、開設の時期から三十日前までにしなければならない。

一 設置理由書

二 学校、専修学校又は各種学校の設置に関する条例の写し

三 歳入歳出予算書の写し

四 申請又は届出に係る学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の市町村における位置を示す図面(小学校、中学校若しくは義務教育学校又はこれらの分校にあつては通学区域の境界を示したものの。)

五 申請又は届出に係る学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の周囲三百メートルの区域内に存する建築物について、その位置及び用途を記載した図面。ただし、当該区域内に、児童生徒等の健康、安全等に有害な影響を及ぼすおそれのある施設等があるとき若しくはその設置等の予定があるとき又は池沼、崖その他児童生徒等に危険を及ぼすおそれのある地形上の特質があるときは、その位置及び名称を表示すること。

六 校地調書 校地の用途ごとに都道府県、市町村、字、地番、地目、地積及び実測面積を記載した書類

七 校地校舎等の権利の帰属を証する書類

八 校地の権利の取得についての農地法(昭和二十七年法律第二百二

書(別記第十八号様式)に、学校、専修学校又は各種学校に係るものにあつては学校教育法施行規則(以下「施行規則」という。)第三条に規定する書類及び図面に加え、分校に係るものにあつては施行規則第七条に規定する書類及び図面に加え、それぞれ次に掲げる書類及び図面(分校にあつては第一号及び第二号を除く。)を添えて、開設の時期から三十日前までにしなければならない。

一 設置理由書

二 学校、専修学校又は各種学校の設置に関する条例の写し

三 歳入歳出予算書の写し

四 申請又は届出に係る学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の市町村における位置を示す図面(小学校若しくは中学校又はこれらの分校にあつては通学区域の境界を示したものの。)

五 申請又は届出に係る学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の周囲三百メートルの区域内に存する建築物について、その位置及び用途を記載した図面。ただし、当該区域内に、児童生徒等の健康、安全等に有害な影響を及ぼすおそれのある施設等があるとき若しくはその設置等の予定があるとき又は池沼、崖その他児童生徒等に危険を及ぼすおそれのある地形上の特質があるときは、その位置及び名称を表示すること。

六 校地調書 校地の用途ごとに都道府県、市町村、字、地番、地目、地積及び実測面積を記載した書類

七 校地校舎等の権利の帰属を証する書類

八 校地の権利の取得についての農地法(昭和二十七年法律第二百二

義務教育学校を追加するもの。

十九号)に基づく行政庁の許可書の謄本又は土地収用法(第二十六年法律第二百十九号)に基づく行政庁の事業認定通知書の写し(申請に係る学校の校地の権利の取得がそれらの処分に係る場合に限る。)

九 備品目録(別記第十九号様式)

十 職員組織表(別記第二十号様式)

十一 児童等の入学予定数表(別記第二十一号様式)

十二 飲料水の定性を証する書類(上水道以外を水源とする場合に限る。)

十三 各室の照度を示す書類 校舎その他の建物の平面図に教室及び図書室の机上面及び黒板面の昼間及び夜間における照度を記載した図面

十四 非常時避難及び消火活動見取図 申請又は届出に係る学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の校地内及び校舎その他の建物内における避難上及び消防上の通路の位置並びに廊下、階段、出入口その他避難施設及び消火栓、貯水槽その他の消火設備の位置を記載した図面並びに避難場所の位置、名称、収容人員及び到着所要時間を記載した図面

2、3 (略)

第十六条(第十八条 (略))

(学則の変更)

第十九条 学校(小学校、中学校及び義務教育学校を除く。)、専修学校又は各種学校の学則の変更についての届出は、届出書(別記第二十八号様式)に、施行規則第五条、同規則第十一条又は同規則第十五条に規定する書類のほか、その変更の条項についての新旧の比較対照表及び変

十九号)に基づく行政庁の許可書の謄本又は土地収用法(第二十六年法律第二百十九号)に基づく行政庁の事業認定通知書の写し(申請に係る学校の校地の権利の取得がそれらの処分に係る場合に限る。)

九 備品目録(別記第十九号様式)

十 職員組織表(別記第二十号様式)

十一 児童等の入学予定数表(別記第二十一号様式)

十二 飲料水の定性を証する書類(上水道以外を水源とする場合に限る。)

十三 各室の照度を示す書類 校舎その他の建物の平面図に教室及び図書室の机上面及び黒板面の昼間及び夜間における照度を記載した図面

十四 非常時避難及び消火活動見取図 申請又は届出に係る学校、専修学校若しくは各種学校又はこれらの分校の校地内及び校舎その他の建物内における避難上及び消防上の通路の位置並びに廊下、階段、出入口その他避難施設及び消火栓、貯水槽その他の消火設備の位置を記載した図面並びに避難場所の位置、名称、収容人員及び到着所要時間を記載した図面

2、3 (略)

第十六条(第十八条 (略))

(学則の変更)

第十九条 学校(小学校及び中学校を除く。)、専修学校又は各種学校の学則の変更についての届出は、届出書(別記第二十八号様式)に、施行規則第五条、同規則第十一条又は同規則第十五条に規定する書類のほか、その変更の条項についての新旧の比較対照表及び変更後の学則を

義務教育学校を追加するもの。

更後の学則を添えて、変更の日から七日以内にしなければならない。

第二十条 削除

(二部授業)

第二十一条 小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の二部授業を行うことについての届出は、届出書(別記第三十号様式)に施行規則第九条に規定する書類のほか、第十五条第二項第二号に規定する図面を添えて実施の時期から三十日前までにしなければならない。

第二十二条～第二十六条 (略)

(教育課程編成の特例についての届出)

第二十七条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において施行規則第三百三十一条第一項の規定により特別の教育課程を実施する場合の届出は、届出書(別記第三十七号様式)により、学年の初めから三十日以内にしなければならない。

2 前項の規定は、小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において施行規則第三百三十八条又は同規則第四百十条の規定により特別の教育課程を実施する場合について準用する。

第二十八条、第二十九条 (略)

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 宮城県公立小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の学期及び休業日に関する規程(昭和二十三年六月二十五日宮城県告示第二百二十九号)は、これを廃止する。

添えて、変更の日から七日以内にしなければならない。

第二十条 削除

(二部授業)

第二十一条 小学校、中学校 又は特別支援学校の小学部又は中学部の二部授業を行うことについての届出は、届出書(別記第三十号様式)に施行規則第九条に規定する書類のほか、第十五条第二項第二号に規定する図面を添えて実施の時期から三十日前までにしなければならない。

第二十二条～第二十六条 (略)

(教育課程編成の特例についての届出)

第二十七条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において施行規則第三百三十一条第一項の規定により特別の教育課程を実施する場合の届出は、届出書(別記第三十七号様式)により、学年の初めから三十日以内にしなければならない。

2 前項の規定は、小学校又は中学校において施行規則第三百三十八条又は同規則第四百十条の規定により特別の教育課程を実施する場合について準用する。

第二十八条、第二十九条 (略)

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。
2 宮城県公立小学校、中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び幼稚園の学期及び休業日に関する規程(昭和二十三年六月二十五日宮城県告示第二百二十九号)は、これを廃止する。

義務教育学校を追加するもの。

義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を追加するもの。

別記第一号様式(第三条関係) (略)
別記第二号様式(第三条関係) (略)

別記第2号の2様式(第3条の2関係)

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

宮城県立 学校長

児童生徒の小・中・義務教育学校への転学について(通知)
このことについて、学校教育法施行令第6条の2第1項の規程により、下記のとおり通知
します。

記

児童生徒の 氏名	生年月日	性別	住所	在学期間		保護者の 氏名	住所	備考
				在学中の主 たる障害名	たる障害名			
	・ ・			・ ・	・ ・			
	・ ・			・ ・	・ ・			
	・ ・			・ ・	・ ・			

(注) 在学中の主な障害名の欄には、「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「病弱」のいずれかを記入する。

別記第一号様式(第三条関係) (略)
別記第二号様式(第三条関係) (略)

別記第2号の2様式(第3条の2関係)

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

宮城県立 学校長

児童生徒の小・中学校への転学について(通知)
このことについて、学校教育法施行令第6条の2第1項の規程により、下記のとおり通知
します。

記

児童生徒の 氏名	生年月日	性別	住所	在学期間		保護者の 氏名	住所	備考
				在学中の主 たる障害名	たる障害名			
	・ ・			・ ・	・ ・			
	・ ・			・ ・	・ ・			
	・ ・			・ ・	・ ・			

(注) 在学中の主な障害名の欄には、「視覚障害」「聴覚障害」「知的障害」「肢体不自由」「病弱」のいずれかを記入する。

義務教育学校
を追加するも
の。

別記第2号の3様式(第3条の2関係)

第 号
年 月 日

教育委員会 豊

宮城教育委員会
教育長

児童生徒の小・中・義務教育学校への転学について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により、下記のとおり通知
します。

つきましては、当該児童生徒の小・中・義務教育学校への入学等について、保護者と連絡
の上、適切に事務処理願います。

記

児童生徒の氏名	生年月日	性別	住所	在学していた学校名		保護者の氏名	住所	またる 隣番名
				在学期間	宮城県立学 校			
	・				・			

別記第三号様式(第四条関係) (別記第五号様式(第五条関係) (略)

別記第2号の3様式(第3条の2関係)

第 号
年 月 日

教育委員会 豊

宮城教育委員会
教育長

児童生徒の小・中学校への転学について (通知)

このことについて、学校教育法施行令第6条の2第2項の規定により、下記のとおり通知
します。

つきましては、当該児童生徒の小・中学校への入学等について、保護者と連絡の上、適切
に事務処理願います。

記

児童生徒の氏名	生年月日	性別	住所	在学していた学校名		保護者の氏名	住所	またる 隣番名
				在学期間	宮城県立学 校			
	・				・			

別記第三号様式(第四条関係) (別記第五号様式(第五条関係) (略)

義務教育学校
を追加するも
の。

文言の整理を
行うもの。

別記第6号様式(第6条関係)

宮城県教育委員会 殿	年 月 日
(保護者の住所) (保護者の氏名)	印
区城外観学等について(届出)	
私の保護している(児童生徒等の氏名)を(国)(都道府県)(市町村)(私)立特別 支援学校の名称)に入学させていただきますので、お届けします。	

(注意) この届出には、入学させようとする学校の管理者の入学承諾書を添付すること。
(備考) 届出に係る児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会は、届出書の余白に教育委員会名及び届出年月日を記載し、教育長印を押印すること。

別記第七号様式(第七条関係)
〜別記第十七号様式(第十五条関係) (略)

別記第6号様式(第6条関係)

宮城県教育委員会 殿	年 月 日
(保護者の住所) (保護者の氏名)	印
区城外観学等について(届出)	
私の保護している(児童生徒等の氏名)を(国)(都道府県)(市町村)(私)立(小) (中) (特別支援)学校の名称)に入学させていただきますので、お届けします。	

(注意) この届出には、入学させようとする学校の管理者の入学承諾書を添付すること。
(備考) 届出に係る児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会は、届出書の余白に教育委員会名及び届出年月日を記載し、教育長印を押印すること。

別記第七号様式(第七条関係)
〜別記第十七号様式(第十五条関係) (略)

別記第18号様式(第15条関係)

(文 書 号)
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会
(幼稚園, 専修学校に係るもの) については(設置者名)

(学校) (専修学校分校) (各種学校分校) の設置について (届出)

このたび, (市町村) (市町村学校組合) 立(小学校) (中学校) (義務教育学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校) (分校) の名称) を設置しますので, お届けします。

別記第十九条様式(第十五条関係) (別記第二十二号様式) (略)

別記第18号様式(第15条関係)

(文 書 号)
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会
(幼稚園, 専修学校に係るもの) については(設置者名)

(学校) (専修学校分校) (各種学校分校) の設置について (届出)

このたび, (市町村) (市町村学校組合) 立(小学校) (中学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校) (分校) の名称) を設置しますので, お届けします。

別記第十九条様式(第十五条関係) (別記第二十二号様式) (略)

義務教育学校
を追加するも
の。

別記第23号様式（第16条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

（市町村）（市町村学校組合）教育委員会
（専修学校に係るものにあつては設置者名）

（学校）（専修学校）（各種学校）の名称の変更について（届出）

このたび、（（市町村）（市町村学校組合）立（小学校）（中学校）（義務教育学校）
（高等学校）（中等教育学校）（特別支援学校）（幼稚園）（専修学校）（各種学校）の
名称）を次のとおり変更しますので、お届けします。

記

現在の名称	
変更の名称	

別記第二十四号様式（第十七条関係）（略）

別記第23号様式（第16条関係）

（文 書 番 号）
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

（市町村）（市町村学校組合）教育委員会
（専修学校に係るものにあつては設置者名）

（学校）（専修学校）（各種学校）の名称の変更について（届出）

このたび、（（市町村）（市町村学校組合）立（小学校）（中学校）（高等学校）（中等
教育学校）（特別支援学校）（幼稚園）（専修学校）（各種学校）の名称）を次のとおり
変更しますので、お届けします。

記

現在の名称	
変更の名称	

別記第二十四号様式（第十七条関係）（略）

義務教育学校
を追加するも
の。

(文 書 番 号)
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会 (国)
(専修学校に係るものにあつては設置者名)

(学校) (専修学校) (各種学校) の位置の変更について (届出)

このたび、((市町村) (市町村学校組合) 立 (小学校) (中学校) (義務教育学校) (高等学校) (中等教育学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校) の名称) の位置を、次のとおり変更しますので、お届けします。

記

現 在 の 位 置	
変 更 し よ う と す る 位 置	

別記第二十六号様式(第十七条関係) (別記第二十九号様式) (略)

(文 書 番 号)
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会 (国)
(専修学校に係るものにあつては設置者名)

(学校) (専修学校) (各種学校) の位置の変更について (届出)

このたび、((市町村) (市町村学校組合) 立 (小学校) (中学校) (高等学校) (中等教育学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校) の名称) の位置を、次のとおり変更しますので、お届けします。

記

現 在 の 位 置	
変 更 し よ う と す る 位 置	

別記第二十六号様式(第十七条関係) (別記第二十九号様式) (略)

義務教育学校
を追加するも
の。

別記第30号様式（第21条関係）

（文 書 号）
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

（市町村）（市町村学校組合） 教育委員会

印

二部授業の実施について（届出）

このたび、（市町村）（市町村学校組合）立（小）（中）（義務教育）（特別支援）
学校の名称）で二部授業を行いますので、学校教育法施行令第25条の規定により
お届けします。

別記第三十一号様式（第二十三条関係）

（別記第三十二号様式（第二十四条関係）

（略）

別記第30号様式（第21条関係）

（文 書 号）
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

（市町村）（市町村学校組合） 教育委員会

印

二部授業の実施について（届出）

このたび、（市町村）（市町村学校組合）立（小）（中）（特別支援）学校の名称）
で二部授業を行いますので、学校教育法施行令第25条の規定によりお届けしま
す。

別記第三十一号様式（第二十三条関係）

（別記第三十二号様式（第二十四条関係）

（略）

義務教育学校
を追加するも
の。
文言の整理を
行うもの。

(文 書 号)
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(関係 (市町村) (市町村学校組合) 教育委員会 (印)
(幼稚園に係るもの) については関係設置者名)

設置者の変更について (届出)

このたび、((県) (市町村) (市町村学校組合) (私) 立 (小学校) (中学校) (幼稚園) (幼稚園) の名称) の設置者を次のとおり変更しますので、お届けします。

記

現在の設置者	
新たに設置者にならうとする者	

別記第三十四号様式(第二十五条関係) (略)

(文 書 号)
年 月 日

宮城県教育委員会 殿

(関係 (市町村) (市町村学校組合) 教育委員会 (印)
(幼稚園に係るもの) については関係設置者名)

設置者の変更について (届出)

このたび、((県) (市町村) (市町村学校組合) (私) 立 (小学校) (中学校) (幼稚園) の名称) の設置者を次のとおり変更しますので、お届けします。

記

現在の設置者	
新たに設置者にならうとする者	

別記第三十四号様式(第二十五条関係) (略)

義務教育学校の追加するもの。

別記第35号様式(第25条関係)

(文 書 年 月 日 号)
宮城県教育委員会 殿
(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会 (幼稚園、専修学校に係るものにあつては設置者名) 田
学校、課程等の廃止について (届出)
このたび、(市町村) (市町村学校組合) 立 (小学校) (中学校) (義務教育学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校) (分校) の名称又は (市町村) (市町村学校組合) 立高等学校の名称の (専攻科) (別科) を廃止しますので、お届けします。

別記第三十六号様式(第二十六条関係)

別記第三十八号様式(第二十八条関係)

(略)

別記第三十六号様式(第二十六条関係)

別記第三十八号様式(第二十八条関係)

(略)

別記第35号様式(第25条関係)

(文 書 年 月 日 号)
宮城県教育委員会 殿
(市町村) (市町村学校組合) 教育委員会 (幼稚園、専修学校に係るものにあつては設置者名) 田
学校、課程等の廃止について (届出)
このたび、(市町村) (市町村学校組合) 立 (小学校) (中学校) (幼稚園) (専修学校) (各種学校) (分校) の名称又は (市町村) (市町村学校組合) 立高等学校の名称の (専攻科) (別科) を廃止しますので、お届けします。

義務教育学校
を追加するも
の。

学校教育法施行細則の一部改正の概要

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成28年4月1日より施行されることに伴い、新たな学校の種類として「義務教育学校」が創設された。

市町村が当該義務教育学校の設置廃止等を行おうとするときは、都道府県教育委員会に対して届出等が必要なため、当該規則の所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 第2条中「学校」の定義に、「義務教育学校」を加えるもの。
- (2) 設置廃止等の義務教育学校に関する届出等について、文言の整理を行うもの。
- (3) 届出様式について、文言の整理を行うもの。

3 施行日

平成28年4月1日

第6号議案

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則
校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号）の一部を次のよ
うに改正する。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号

再任用採用願書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日
所属・職名			
氏名	印	性別	生年月日(年齢)
職員番号		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	(年 月 日生 歳)
現住所	(〒)	電話番号	
退職後の住所	(〒)	電話番号	
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校(義務教育学校を含む。) <input type="checkbox"/> 県立学校		
免許状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
所有資格等			
勤務年数	小学校 年 月	中学校 年 月	義務教育学校 年 月
	高等学校 年 月	中等教育学校 年 月	特別支援学校 年 月
希望勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤, 短時間勤務のどちらでもよい。		
希望勤務地	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大河原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 南三陸教育管内	
	県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区	
その他特記事項			

【記入上の注意事項】

- 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。
- 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。
- 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。
- 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい。)
- 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

校長及び教員の採用手続に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第九号） 新旧対照表

改正後

第一条～第五条（略）
様式第1号～様式第7号（略）

様式第8号

再任用採用願書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日
所属・職名			
氏名	印	性別	生年月日(年齢)
職員番号		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	(年 月 日 生 歳)
現住所(〒)			電話番号
退職後の住所(〒)			電話番号
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校(義務教育学校を含む。) <input type="checkbox"/> 県立学校		
免許状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
所有資格等			
勤務年数	小学校	中学校	義務教育学校
	年 月	年 月	年 月
希望勤務形態	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	年 月	年 月	年 月
希望勤務地	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤、短時間勤務のどちらでもよい。		
	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大和原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 南三陸教育管内	
県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区		
その他特記事項			

【記入上の注意事項】

- 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。
- 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。
- 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。
- 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校(義務教育学校を含む。)希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい)。
- 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

改正前

第一条～第五条（略）
様式第1号～様式第7号（略）

様式第8号

再任用採用願書

提出年月日	年 月 日	退職(予定)年月日	年 月 日
所属・職名			
氏名	印	性別	生年月日(年齢)
職員番号		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	(年 月 日 生 歳)
現住所(〒)			電話番号
退職後の住所(〒)			電話番号
再任用希望の校種	<input type="checkbox"/> 市町村立小中学校 <input type="checkbox"/> 県立学校		
免許状	免許状の種類・教科又は領域	有効期間の満了の日又は修了確認期限	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
所有資格等			
勤務年数	小学校	中学校	高等学校
	年 月	年 月	年 月
希望勤務形態	特別支援学校	年 月	
	年 月	年 月	
希望勤務地	<input type="checkbox"/> 常勤(週38時間45分勤務)を希望する。 <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には常勤を希望する。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 短時間勤務を希望する(希望がかなわない場合には再任用を希望しない。) <input type="checkbox"/> 週23時間15分勤務希望 <input type="checkbox"/> 週15時間30分勤務希望 <input type="checkbox"/> どちらでもよい <input type="checkbox"/> 常勤、短時間勤務のどちらでもよい。		
	市町村立小中学校	<input type="checkbox"/> 大和原教育管内 <input type="checkbox"/> 仙台教育管内 <input type="checkbox"/> 北部教育管内大崎地区 <input type="checkbox"/> 北部教育管内栗原地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内登米地区 <input type="checkbox"/> 東部教育管内石巻地区 <input type="checkbox"/> 南三陸教育管内	
県立学校	<input type="checkbox"/> 東部北地区 <input type="checkbox"/> 東部南地区 <input type="checkbox"/> 北部北地区 <input type="checkbox"/> 北部南地区 <input type="checkbox"/> 中部地区 <input type="checkbox"/> 南部地区		
その他特記事項			

【記入上の注意事項】

- 「年齢」欄は、再任用職員として勤務を希望する年度の4月1日現在における年齢を記入すること。
- 「退職後の住所」欄は、退職後の住所が現住所と異なる場合のみ記入すること。
- 「再任用希望の校種」欄は、「市町村立小中学校」又は「県立学校」のいずれかを選択すること。
- 「希望勤務地」欄は、市町村立小中学校希望者は「市町村立小中学校」欄の、県立学校希望者は「県立学校」欄の勤務地の中からそれぞれ選択すること(複数選択することが望ましい)。
- 「その他特記事項」欄は、特に配慮を希望する事項等を記入すること。

義務教育学校の設置等に伴う様式の一部改正

備考

校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成28年4月1日より施行されることに伴い、新たな学校の種類として「義務教育学校」が創設されたことから、様式中の文言の整理が必要となるもの。

2 改正内容

様式第8号について、「義務教育学校」を追加する等、文言の整理を行うもの。

3 施行日

平成28年4月1日

第7号議案

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年宮城県教育委員会規則第7号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則
教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十一年宮城県教育委員会規則第七号）
の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「又は特別支援学校」を「、特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」に改め、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する」を削る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正後	現行	備考
<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (免許状更新講習を受講できる者)</p> <p>2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 教育職員として任命又は雇用されたことのある者のうち、宮城県内に幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>（以下「<u>幼保連携型認定こども園</u>」という。）を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は宮城県内に<u>幼保連携型認定こども園</u>を設置する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の理事である者</p> <p>三 (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (免許状更新講習を受講できる者)</p> <p>2 更新講習規則第九条第一項第三号の免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 教育職員として任命又は雇用されたことのある者のうち、宮城県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人又は宮城県内に<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する<u>幼保連携型認定こども園</u>を設置する社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の理事である者</p> <p>三 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>学校法人が設置する学校の種類に義務教育学校及び幼保連携型認定こども園を加えるもの。</p>

教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の 一部改正の概要

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成28年4月1日より施行されることに伴い、新たな学校の種類として「義務教育学校」が創設されたことから、学校法人が設置する学校の種類に「義務教育学校」を追加する必要があるもの。

また、「幼保連携型認定こども園」を設置する学校法人があることから、併せて追加するもの。

2 改正内容

第2条に、「義務教育学校」及び「幼保連携型認定こども園」を加えるもの。

3 施行日

平成28年4月1日

第 8 号議案

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（平成 1 6 年宮城県教育委員会規則第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則（平成十六年宮城県教育委員会規則第五号）
の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正案

第一条～第八条 (略)

(貸付けの申請)

第九条 申請者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める書類を、教育委員会にその定める期日までに提出しなければならぬ。ただし、第三号に掲げる場合においては、随時提出することができる。

- 一 中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。以下同じ。)に在学し、翌年度に高等学校等への進学を希望する者が、高等学校等に在学することとなったときに奨学資金の貸付けを受けようとするとき。
- イ 奨学資金貸付申請書(様式第一号の一)
- ロ 世帯全員の住民票の写し
- ハ 学習の成績等を証する書類
- ニ 世帯全員の収入を証する書類
- ホ その他教育委員会が必要と認める書類

第九条第一項第二号～第二十四条 (略)

別表第一(第十九条関係) (略)

様式第一号の一(第九条関係)～様式第十六号の二(第二十二条関係)(略)

現行

第一条～第八条 (略)

(貸付けの申請)

第九条 申請者は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める書類を、教育委員会にその定める期日までに提出しなければならぬ。ただし、第三号に掲げる場合においては、随時提出することができる。

- 一 中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。以下同じ。)に在学し、翌年度に高等学校等への進学を希望する者が、高等学校等に在学することとなったときに奨学資金の貸付けを受けようとするとき。
- イ 奨学資金貸付申請書(様式第一号の一)
- ロ 世帯全員の住民票の写し
- ハ 学習の成績等を証する書類
- ニ 世帯全員の収入を証する書類
- ホ その他教育委員会が必要と認める書類

第九条第一項第二号～第二十四条 (略)

別表第一(第十九条関係) (略)

様式第一号の一(第九条関係)～様式第十六号の二(第二十二条関係)(略)

備考

「義務教育学校」の創設に伴うもの。

高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正の概要

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行に伴い、新たな学校の種類として「義務教育学校」が創設されたことから、当該「義務教育学校の後期課程」に在学する者の貸付の申請手続について規定する必要があるため。

2 改正内容

第9条第1号中「中学校」に「義務教育学校の後期課程」を含むものとするもの。

3 施行日

平成28年4月1日

第 9 号議案

自然の家管理規則の一部改正について

自然の家管理規則（平成 17 年宮城県教育委員会規則第 16 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 3 月 15 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

様式第二号（第五条関係）

様式第二号(第5条関係)

自然の家使用許可書

第 号
年 月 日

殿

宮城県 自然の家所長
年 月 日付けで申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり許可します。

記

行事名称	連絡先	氏名	
使用の日時	電話番号	FAX番号	
使用する人員	使用する日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで

区分	中学生及び小学生		高校生及びそれに準ずる者		学習活動等の引継者		教員(大学生を含む。)		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
宿泊									
テント									
山小屋									
研修室									
プレイルーム									
オリエンテーション室									
音楽室									
会議室									
体育館									
野外炊事施設									
その他									

様式第三号（第八条関係） ～ 様式第五号（第十条関係）（略）

様式第二号（第五条関係）

様式第二号(第5条関係)

自然の家使用許可書

第 号
年 月 日

殿

宮城県 自然の家所長
年 月 日付けで申請のあった自然の家の使用については、下記のとおり許可します。

記

行事名称	連絡先	氏名	
使用の日時	電話番号	FAX番号	
使用する人員	使用する日時	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで

区分	中学生以下		高校生及びそれに準ずる者		学習活動等の引継者		一般(大学生を含む。)		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
宿泊									
テント									
山小屋									
研修室									
プレイルーム									
オリエンテーション室									
音楽室									
会議室									
体育館									
野外炊事施設									
その他									

様式第三号（第八条関係） ～ 様式第五号（第十条関係）（略）

自然の家管理規則の一部改正の概要

1 改正理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）により「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されることから、自然の家条例の一部改正が必要となり、合わせて当該規則においても所要の改正を行う必要があるため。

2 改正内容

様式第1号及び第2号中「中学生以下」の文言を「中学生及びこれに準ずる者以下」に改める。

3 施行日

平成28年4月1日

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

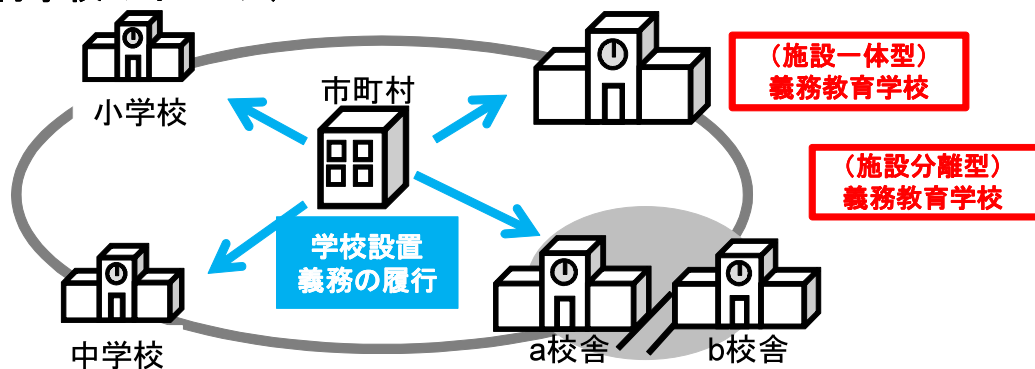
1. 法律の概要

(1) 小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化

趣旨・位置付け	□ 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・設置義務	□ 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) □ 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・修業年限	□ 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) □ 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員関係	□ 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) □ 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	□ 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

(参考:義務教育学校のイメージ)



(2) 高等学校等専攻科修了生の大学への編入学

- 学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させることができるようにする等のため、修業年限2年以上その他の文部科学大臣が定める基準(※)を満たす高等学校等の専攻科を修了した者が大学に編入学できる制度を創設(学校教育法第58条の2関係)

※ 文部科学大臣が定める基準は、既に大学への編入学が認められている、専修学校専門課程と同等の基準(省令・告示で、修業年限、総授業時数、教員資格等を規定)とする予定

(参考:高等学校専攻科の概要)

- 入学資格 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部の卒業生
- 設置校数: 138校 在籍生徒数: 8,333人(平成24年 文部科学省調べ)
- ※ 分野としては看護に関する学科(76校、6,726人)が多い。

2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う規則改正について

学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、下記のとおり教育委員会規則の改正が必要となる。

（改正理由）

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として創設されることにより、各規則において、義務教育学校やその児童・生徒等を対象とすることなど、所要の改正が必要となるもの。

	規則名	改正内容
第5号議案	学校教育法施行細則の一部改正について	「義務教育学校」に係る設置の届出等に関する事項を規定するもの。 （1）第2条中「学校」の定義に、「義務教育学校」を加えるもの。 （2）設置廃止等の義務教育学校に関する届出等について、文言の整理を行うもの。 （3）届出様式について、文言の整理を行うもの。
第6号議案	校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について	再任用採用願書の様式第8号について、「義務教育学校」を追加する等、文言の整理を行うもの。
第7号議案	教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について	免許状更新講習を受講できる者を規定している第2条について、学校法人が設置する学校の種類に「義務教育学校」等を追加するもの。
第8号議案	高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部改正について	貸付け申請を規定している第9条第1項について、「中学校」に「義務教育学校の後期課程」を含むものとするもの。
第9号議案	自然の家管理規則の一部改正について	自然の家使用許可申請書（様式第1号）及び自然の家使用許可書（様式第2号）について、「中学生以下」を「中学生及びこれに準ずる者以下」に改める文言の整理を行うもの。

（施行期日） 平成28年4月1日

第 10 号議案

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和 41 年宮城県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 3 月 15 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
 宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「除く。」の下に「、義務教育学校、中等教育学校」を加え、同条第二号中「中学校」の下に「（中等教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）を、「除く。」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第三号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第五号中「及び」を「、」に改め、「除く。」の下に「及び義務教育学校」を加え、同条第六号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改め、同条第七号中「及び中学校」を「、中学校」に改め、「除く。」の下に「及び義務教育学校」を加え、同条第八号中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第十二条第二号及び第四号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第十七条第二項の表中

監 県立学校 人事専門	県立学校 人事専門 教職員課	上司の命を受け、県立学校教育職員の 人事、サービス及び研修に関する事務を掌 理する。
-------------------	----------------------	--

を

監 県立学校 人事専門	県立学校 人事専門 教職員課	上司の命を受け、県立学校教育職員の 人事、サービス及び研修に関する事務を掌 理する。
監 心のサポ ート専門	義務教育課	上司の命を受け、学校が抱える特に重 要な教育上の課題（心のケア、いじ め、不登校等）への対策に関する事務

に改め、同条第四項中「

県立学校人事専門監」の下に「心のサポート専門監」を加える。

第二十六条の表に次のように加える。

宮城県立支援学校女川高等学園	牡鹿郡女川町
----------------	--------

を掌理する。

別表第二第二号の表中

高等学校入学者選抜審議会	高等学校入学者選抜審議会	高等学校入学者選抜審議会(昭和二十八年宮城県条例第四十号)第一条の規定による高等学校の通学区域、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関すること。	高等学校入学者選抜審議会(昭和二十八年宮城県条例第四十号)第一条の規定による高等学校の通学区域、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関すること。	高校教 育課	高校教 育課
--------------	--------------	---	---	-----------	-----------

を

宮城県いじめ防止対策	いじめ防止対策調査委員会条例(平成二十六年宮城県条例第六号)第二条の	高等学校入学者選抜審議会(昭和二十八年宮城県条例第四十号)第一条の規定による高等学校の通学区域、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議に関すること。	高校教 育課
------------	------------------------------------	---	-----------

に改める。

調査委員会	規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案の調査審議に関すること。	
-------	--	--

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則

改正後	現行	備考
<p>第一条～第十条（略）</p> <p>（義務教育課）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一 小学校、中学校（教育企画室の分掌に係るものを除く。） 義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の設置及び廃止 に關すること。</p> <p>二 小学校、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下この 条において同じ。）（教育企画室の分掌に係るものを除く。） 、義務教育学校及び特別支援学校の学級編制及び教職員定数に 關すること。</p> <p>三 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園の管理運営につい ての指導助言に關すること。</p> <p>四（略）</p> <p>五 小学校、中学校（特別支援教育室の分掌に係るものを除く 。）及び義務教育学校並びに幼稚園の教育課程に關すること。</p> <p>六 小学校、中学校及び義務教育学校の学習指導、生徒指導及 び進路指導に關すること。</p> <p>七 小学校、中学校（特別支援教育室及び高校教育課の分掌に 係るものを除く。）及び義務教育学校の教科用図書その他の教 材に關すること。</p> <p>八 小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園に關する教育団体 の育成及び指導に關すること。</p> <p>九（略）</p> <p>（特別支援教育室）</p>	<p>第一条～第十条（略）</p> <p>（義務教育課）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一 小学校、中学校（教育企画室の分掌に係るものを除く。） 及び特別支援学校の設置及び廃止 に關すること。</p> <p>二 小学校、中学校 （教育企画室の分掌に係るものを除く。） 及び特別支援学校の学級編制及び教職員定数に 關すること。</p> <p>三 小学校、中学校 及び幼稚園の管理運営につい ての指導助言に關すること。</p> <p>四（略）</p> <p>五 小学校及び中学校（特別支援教育室の分掌に係るものを除く 。）並びに幼稚園の教育課程に關すること。</p> <p>六 小学校及び中学校 の学習指導、生徒指導及び 進路指導に關すること。</p> <p>七 小学校及び中学校（特別支援教育室及び高校教育課の分掌に 係るものを除く。） の教科用図書その他の教 材に關すること。</p> <p>八 小学校、中学校 及び幼稚園に關する教育団体 の育成及び指導に關すること。</p> <p>九（略）</p> <p>（特別支援教育室）</p>	<p>○学校教育法の改正及び 文言の整理</p>

振興専門 監	健康課	策の推進及びスポーツ団体に関する事務を 掌理する。
(略)		

3 (略)

4 課(室)長は事務職員又は技術職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、スポーツ振興専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条～第二十五条 (略)

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
(略)	
宮城県立支援学校小牛田高等学園	遠田郡美里町
宮城県立支援学校女川高等学園	牡鹿郡女川町

第二十七条～第四十三条 (略)

振興専門 監	健康課	策の推進及びスポーツ団体に関する事務を 掌理する。
(略)		

3 (略)

4 課(室)長は事務職員又は技術職員を、課(室)長補佐は事務職員、指導主事、社会教育主事又は管理主事を、技術補佐は技術職員を、小中学校人事専門監、県立学校人事専門監、心のサポート専門監、スポーツ振興専門監、社会教育専門監及び企画員は事務職員又は技術職員をもつて充てる。

第十八条～第二十五条 (略)

(設置)

第二十六条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)により設置された高等学校、中学校及び特別支援学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
(略)	
宮城県立支援学校小牛田高等学園	遠田郡美里町

第二十七条～第四十三条 (略)

○職の新設関連

○支援学校の新設

別表第一 (略)
 別表第二(第四十条関係)
 一 法令によるもの (略)
 二 条例によるもの

名称	(略)	主管課
担 任 事 務	(略)	高校教 育課
高等学校入 学者選抜審 議会	高等学校入学者選抜審議会条例(昭和二十八年宮城県条例第四十号)第一条の規定による高等学校の通学区域、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議にすること。	
宮城県いじめ防止対策調査委員会	いじめ防止対策調査委員会条例(平成二十六年宮城県条例第六号)第二条に規定によるいじめ防止等のための有効な対策に関する事項、重大事態その他の県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案の調査審議にすること。	
障害児就学指導審議会	障害児就学指導審議会条例(昭和五十年宮城県条例第二十七号)第一条の規定による障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。	特別支 援教育 室

別表第一 (略)
 別表第二(第四十条関係)
 一 法令によるもの (略)
 二 条例によるもの

名称	(略)	主管課
担 任 事 務	(略)	高校教 育課
高等学校入 学者選抜審 議会	高等学校入学者選抜審議会条例(昭和二十八年宮城県条例第四十号)第一条の規定による高等学校の通学区域、入学者の選抜及び学力検査問題の作成に関する重要事項の調査審議にすること。	
障害児就学指導審議会	障害児就学指導審議会条例(昭和五十年宮城県条例第二十七号)第一条の規定による障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学指導に関する重要事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関すること。	特別支 援教育 室

○いじめ防止対策調査委員会条例に基づくもの

(略)

(略)

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正の概要

1 改正内容

(1) 「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴う改正

「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」の施行に伴い、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たに学校の種類として創設されることに伴い、関係規定を整理するもの。

【改正：第11条，第12条関係】

(2) 職の新設に係る関係規定の改正

平成28年度から、「心のサポート専門監」を新たに設置することから、関係規定を整理するもの。

○心のサポート専門監

心のケア・いじめ・不登校等の課題について、児童生徒や保護者への対応と併せて、教職員の悩みに対する助言や課題解決を支援するため、教育庁に「心のケア・いじめ・不登校等対策支援チーム」を設置し、チームの実務責任者として「心のサポート専門監」を義務教育課に新設するもの。

【改正：第17条】

(3) 県立学校の新設に係る改正

平成28年4月1日から、宮城県立支援学校女川高等学園が開校することから、関係規定に同校の名称等を追加するもの。

【改正：第26条関係】

(4) 附属機関の設置に係る改正

いじめの防止等の対策に関する事項や県立学校に在籍する児童等に係るいじめの事案を調査審議する「いじめ防止対策調査委員会条例（平成26年条例第6号）」の施行に伴い、条例に基づく附属機関として「宮城県いじめ防止対策調査委員会」を設置したことから、関係規定を整理するもの。

【改正：第40条別表第2関係】

2 施行日

平成28年4月1日

第 1 1 号議案

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和 3 1 年宮城県教育委員会規則第 1 2 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十号中「不服申立て」を「審査請求」に、「裁決し、又は決定」を「裁決」に改める。

第二条第一項第十号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にされた処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

改正案	現行	備考
<p>教育長に対する事務の委任等に関する規則</p> <p>第一条 宮城県教育委員会(以下「委員会」という。)は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を宮城県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任する。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 審査請求に対して裁決すること。</p> <p>二十一 二十五 (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任を受けて処理した事務のうち、重要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>第二条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 前条第一項第二十号に掲げる事務のうち、行政文書の開示等の決定又は個人情報情報の開示等の決定に関する審査請求に対し裁決すること。</p> <p>十一 十三 (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、必要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>第三条 第一条第一項の規定により、教育長が委任を受けた事務以外のものので緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、委員会の会議を開くことができないとき又は招集するいとまがないときは、教育長は、当該緊急に処理する必要があると認められる事務について臨時</p>	<p>教育長に対する事務の委任等に関する規則</p> <p>第一条 宮城県教育委員会(以下「委員会」という。)は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を宮城県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に委任する。</p> <p>一 十九 (略)</p> <p>二十 不服申立てに対して裁決し、又は決定すること。</p> <p>二十一 二十五 (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定により委任を受けて処理した事務のうち、重要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>第二条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>一 九 (略)</p> <p>十 前条第一項第二十号に掲げる事務のうち、行政文書の開示等の決定又は個人情報情報の開示等の決定に関する不服申立てに対し決定すること。</p> <p>十一 十三 (略)</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、必要と認められるものについては、最近の委員会の会議に報告しなければならない。</p> <p>第三条 第一条第一項の規定により、教育長が委任を受けた事務以外のものので緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、委員会の会議を開くことができないとき又は招集するいとまがないときは、教育長は、当該緊急に処理する必要があると認められる事</p>	<p>行政不服審査法の全部改正に伴うもの。</p>

に代理し、又は専決することができる。

- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決したときは、最近の委員会の会議にその理由及び事務処理の状況を報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

教育長専決規程(昭和二十五年宮城県教育委員会規則第五十四号)、教育財産の登記嘱託に関する規程(昭和二十五年宮城県教育委員会規則第五十五号)

(中 略)

附 則(平成二七年教委規則第九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、改正後の教育長に対する事務の委任等に関する規則第一条及び第二条の規定は適用せず、改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則第一条及び第二条の規定は、なおその効力を有する。

務について臨時に代理し、又は専決することができる。

- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理し又は専決したときは、最近の委員会の会議にその理由及び事務処理の状況を報告しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

教育長専決規程(昭和二十五年宮城県教育委員会規則第五十四号)、教育財産の登記嘱託に関する規程(昭和二十五年宮城県教育委員会規則第五十五号)

(中 略)

附 則(平成二七年教委規則第九号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の場合においては、改正後の教育長に対する事務の委任等に関する規則第一条及び第二条の規定は適用せず、改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則第一条及び第二条の規定は、なおその効力を有する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

- 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の全部改正に伴い，所要の文言整理を行う必要があるため。

2 改正内容

- 不服申立制度が審査請求に一元化されるため，下記のとおり文言整理を行うもの。

（該当条項：第1条第1項第20号，第2条第1項第10号）

不服申立て ⇒ 審査請求

裁決し，又は決定， 決定 ⇒ 裁決

3 施行日

- 平成28年4月1日

第 1 2 号議案

宮城県教育委員会会議規則の一部改正について

宮城県教育委員会会議規則（昭和 3 1 年宮城県教育委員会規則第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会会議規則（昭和三十一年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第四項に次のただし書を加える。

ただし、第八条第一項の秘密会の会議録については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改 正 後	現 行	備 考
<p>○宮城県教育委員会会議規則</p> <p>第一条～第二十六条（略）</p> <p>（承認）</p> <p>第二十七条 会議録は、次の定例会の会議において承認を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の会議録の承認の際、記載事項に関して委員から異議があつたときは、教育長は、会議にはかつて決定する。</p> <p>3 第一項の承認を受けた会議録には、あらかじめ教育長の指名した二人の委員が署名押印しなければならない。</p> <p>4 承認された会議録は、これを公表しなければならない。ただし、第八条第一項の秘密会の会議録については、この限りでない。</p> <p>第二十八条～第三十一条（略）</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>○宮城県教育委員会会議規則</p> <p>第一条～第二十六条（略）</p> <p>（承認）</p> <p>第二十七条 会議録は、次の定例会の会議において承認を受けなければならぬ。</p> <p>2 前項の会議録の承認の際、記載事項に関して委員から異議があつたときは、教育長は、会議にはかつて決定する。</p> <p>3 第一項の承認を受けた会議録には、あらかじめ教育長の指名した二人の委員が署名押印しなければならない。</p> <p>4 承認された会議録は、これを公表しなければならない。</p> <p>第二十八条～第三十一条（略）</p>	<p>実際の取扱いに合わせた規定とするもの。</p>

第 1 3 号議案

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

県立学校職員の職員評価に関する規則（平成 1 8 年宮城県教育委員会規則第 3 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則

県立学校職員の職員評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第四十条第一項の規定に基づき」を「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定に基づき、なお従前の例により」に改める。

第二条第一項第一号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正後	現行	備考
<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第三条第一項の規定に基づき、なお従前の例により、宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその所管に属する学校の職員（以下「職員」という。）について行う勤務成績の評定（以下「職員評価」という。）に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況等を自ら評価し、及び評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(職員評価の対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 職員評価は、次に掲げる職員を除くすべての職員について行うものとする。</p> <p>一 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）第二条の三に規定する短時間勤務職員をいう。）を除く。）</p> <p>二 三 (略)</p> <p>(以下略)</p> <p>附則</p> <p>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第四十条第一項の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）がその所管に属する学校の職員（以下「職員」という。）について行う勤務成績の評定（以下「職員評価」という。）に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況等を自ら評価し、及び評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p>(職員評価の対象となる職員の範囲)</p> <p>第二条 職員評価は、次に掲げる職員を除くすべての職員について行うものとする。</p> <p>一 非常勤の職員（再任用短時間勤務職員（法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）及び任期付短時間勤務職員（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）第二条の三に規定する短時間勤務職員をいう。）を除く。）</p> <p>二 三 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>地方公務員法の改正に伴い現在実施している勤務成績の評定の根拠規定が削除されるが、経過措置により現在実施している勤務成績の評定を引き続き実施するために根拠規定を改めるもの。</p>

第 1 4 号議案

市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について

市町村立学校職員の職員評価に関する規則（平成 1 8 年宮城県教育委員会規則第 4 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の職員評価に関する規則（平成十八年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十六条の規定に基づき」を「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第十五条の規定に基づき、なお従前の例により」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

改正後	現行	備考
<p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）附則第十五条の規定に基づき、なお従前の例により、市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「職員」という。）の勤務成績の評定（以下「職員評価」という。）に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況等を自ら評価し、及び評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十六条の規定に基づき、市町村教育委員会が行う市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「職員」という。）の勤務成績の評定（以下「職員評価」という。）に関し必要な事項を定め、公正な人事管理に資するとともに、職員が自ら設定した目標の達成状況等を自ら評価し、及び評価する者が職員の職務遂行状況を公正かつ客観的に評価することにより、職員の育成及び能力開発を図り、もって職員の資質の向上及び学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い現在実施している勤務成績の評定の根拠規定が削除されるが、経過措置により現在実施している勤務成績の評定を引き続き実施するために根拠規定を改めるもの。</p>

第 1 5 号議案

教科用図書選定審議会規程の一部改正について

教科用図書選定審議会規程（昭和 3 9 年宮城県教育委員会規則第 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 8 年 3 月 1 5 日提出

宮城県教育委員会教育長 高 橋 仁

教科用図書選定審議会規程の一部を改正する規則
教科用図書選定審議会規程（昭和三十九年宮城県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条」を「第十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行	備考
<p>○教科用図書選定審議会規程</p> <p>昭和三十九年四月七日 宮城県教育委員会規則第五号</p> <p>教科用図書選定審議会規程を次のように定める。</p> <p>教科用図書選定審議会規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)第十条の規定に基づき、教科用図書選定審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第七条まで(略)</p>	<p>○教科用図書選定審議会規程</p> <p>昭和三十九年四月七日 宮城県教育委員会規則第五号</p> <p>教科用図書選定審議会規程を次のように定める。</p> <p>教科用図書選定審議会規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和三十九年政令第十四号)第十一条の規定に基づき、教科用図書選定審議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	

教科用図書選定審議会規程の一部改正の概要

1 改正理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）の改正に伴い、条ずれが起きることから、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正内容

条ずれについて、修正するもの。

3 施行日

公布の日

第16号議案

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する
「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年3月15日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」について

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」は、次のとおりとする。

- 1 宮城県スポーツ推進審議会委員
宮城県高等学校体育連盟会長及び宮城県スポーツ推進委員協議会会長の職にある者をもって充てる委員
- 2 宮城県産業教育審議会委員
宮城県経済商工観光部及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員
- 3 宮城県図書館協議会委員
仙台市民図書館館長の職にある者をもって充てる委員
- 4 宮城県美術館協議会委員
(1) 仙台市小学校教育研究会図画工作部及び宮城県高等学校美育研究会から推薦を受け選出する委員
(2) 株式会社河北新報社編集局生活文化部長の職にある者をもって充てる委員
- 5 障害児就学指導審議会委員
宮城県立視覚支援学校長、宮城県立聴覚支援学校長及び宮城県中央児童相談所長の職にある者をもって充てる委員
- 6 高等学校入学者選抜審議会委員
(1) 宮城県中学校長会及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員
(2) 宮城県中学校長会会長、宮城教育大学附属中学校副校長、仙台市教育委員会事務局学校教育部教育指導課長及び宮城県総合教育センター所長の職にある者をもって充てる委員
- 7 宮城県文化財保護審議会委員
仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって充てる委員

(参 考)

宮城県教科用図書選定審議会委員、宮城県生涯学習審議会委員、宮城県社会教育委員、東北歴史博物館協議会委員、宮城県指導力不足等教員審査委員会委員、多賀城跡調査研究委員会委員、宮城県教育振興審議会委員、県立高等学校将来構想審議会委員、宮城県特別支援教育将来構想審議会委員及び宮城県いじめ防止対策調査委員会委員は該当なし。

<改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則 第1条第1項第11号>

第1条 宮城県教育委員会（以下「委員会」という。）は、その権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を宮城県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

（中 略）

11 附属機関の委員の任免を行うこと。

<同規則 第2条第1項第5号>

第2条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。

（中 略）

5 前条第1項第11号に掲げる事務のうち、あらかじめ教育委員会が指定した委員（その補欠の委員を含む。）の補欠の委員の任免を行うこと。

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正新旧対照表

改 正	案	現	行	備考
	<p>教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」は、次のとおりとする。</p> <p>1 宮城県スポーツ推進審議会委員 宮城県高等学校体育連盟会長及び宮城県スポーツ推進委員協議会会長の職にある者をもって充てたる委員</p> <p>2 宮城県産業教育審議会委員 宮城県経済商工観光部及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員</p> <p>3 宮城県図書館協議会委員 仙台市市民図書館長の職にある者をもって充てたる委員</p> <p>4 宮城県美術協議会委員 (1) 仙台市小学校教育研究会図画工作部及び宮城県高等学校美育研究会から推薦を受け選出する委員 (2) 株式会社河北新報社編集局生活文化部長の職にある者をもって充てたる委員</p> <p>5 障害児就学指導審議会委員 宮城県立視覚支援学校長、宮城県立聴覚支援学校長及び宮城県中央児童相談所長をもち充てたる委員</p> <p>6 高等学校入学者選抜審議会委員 (1) 宮城県中学校長会及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員 (2) 宮城県中学校長会会長、宮城教育大学附属中学校副校長、仙台市教育委員会事務局学校教育指導課長及び宮城県総合教育センター所長の職にある者をもって充てたる委員</p> <p>7 宮城県文化財保護審議会委員 仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって充てたる委員</p>	<p>教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 宮城県スポーツ推進審議会委員 宮城県高等学校体育連盟会長及び宮城県スポーツ推進委員協議会会長の職にある者をもって充てたる委員</p> <p>(2) 宮城県産業教育審議会委員 宮城県経済商工観光部及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員</p> <p>(3) 宮城県図書館協議会委員 仙台市市民図書館長の職にある者をもって充てたる委員</p> <p>(4) 宮城県美術協議会委員 (1) 仙台市小学校教育研究会図画工作部及び宮城県高等学校美育研究会から推薦を受け選出する委員 (2) 株式会社河北新報社編集局生活文化部長の職にある者をもって充てたる委員</p> <p>(5) 障害児就学指導審議会委員 宮城県立視覚支援学校長、宮城県立聴覚支援学校長、宮城県中央児童相談所長及び宮城県拓桃医療療育センター院長の職にある者をもって充てたる委員</p> <p>(6) 高等学校入学者選抜審議会委員 (1) 宮城県中学校長会及び宮城県高等学校長協会から推薦を受け選出する委員 (2) 宮城県中学校長会会長、宮城教育大学附属中学校副校長、仙台市教育委員会事務局学校教育指導課長及び宮城県教育研修センター所長の職にある者をもって充てたる委員</p> <p>(7) 宮城県文化財保護審議会委員 仙台市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長の職にある者をもって充てたる委員</p>		

宮城県教育振興基本計画第２期アクションプラン（平成２８年度版）（案）について

１ 改訂の趣旨

- (１) 宮城県教育振興基本計画（平成２２年３月策定，計画期間：平成２２年度～平成３１年度）の着実な推進を図るため，実施する施策を具体的に示す第２期アクションプラン（平成２６年度～平成２９年度）を改訂し，ＰＤＣＡサイクルに基づき進行管理を行うもの。
- (２) 平成２８年度版は，「宮城の将来ビジョン」（平成１９年３月策定），「宮城県震災復興計画」（平成２３年１０月策定）及び「宮城県地方創生総合戦略」（平成２７年１０月策定）との整合性を図るため，当該計画の実施計画である「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画（平成２８年度版）」との一体性に配慮する。

２ 主な掲載事業

- (１) 掲載事業数（再掲除く） ３５９事業（うち平成２８年度新規事業 １３事業）
※ 平成２７年度改訂版 ３３８事業 → 平成２８年度版 ３５９事業（＋２１事業）

【参考】

I 「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」掲載事業 １９８事業
（内訳）

- ①宮城の将来ビジョン推進事業 ８８事業（うち宮城県地方創生推進事業 ３２事業）
②宮城県震災復興推進事業 ４８事業（うち宮城県地方創生推進事業 ７事業）
③共通事業（①かつ②） ６２事業（うち宮城県地方創生推進事業 ４１事業）

II 「宮城県教育振興基本計画第２期アクションプラン」のみ掲載事業 １６１事業

- (２) 平成２８年度当初予算額（全体） ５９，１５５，８４５千円
※ 平成２７年度当初 ６０，４００，３０２千円 → 平成２８年度当初 ５９，１５５，８４５千円（▲１，２４４，４５７千円）

基本方向1 学ぶ力と自立する力の育成

小・中・高等学校を通じた本県独自の「志教育」や幼児教育の充実に向けた「学ぶ土台づくり」を重点的に推進するとともに、自ら考え、行動する力となる「確かな学力」の定着に向けて、学習習慣の形成や学力向上に取り組んできた。震災後は、宮城の復興を支える人材の育成や地域ボランティア等の参画を得ながら被災した児童生徒への学習支援を行ってきた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成26年度）

設定する目標指標において、高校生の家庭等での学習時間が少なく、小・中学生とも全国学力・学習状況調査の結果が全国平均を下回ったものの、その他の指標は順調に推移していることなどから、基本方向全体としては「概ね順調」と捉えている。しかし、震災の影響は長期に及ぶことが予想されていることから、学力の低下が懸念されており、取組の一層の推進が必要である。

＜方向性＞

- 震災により、子どもたちの教育環境が大きく変化したことから、県独自の学力・学習状況調査等を実施し、児童生徒の学習内容の定着状況や学習状況等の把握・分析を進め、より一層の学力向上に取り組むほか、主体的に学ぶための基盤となる学習習慣の形成に取り組んでいく。
- 単なる復旧にとどまらない本県教育の復興に向けて、地域や時代のニーズに応じた質の高い教育を提供できるよう、医師を志す生徒等、高い志を持った生徒への支援やICT導入による実践研究を行うなど、教育の情報化を推進していく。
- 重点施策である「志教育」や「学ぶ土台づくり」の推進により、多くの教育関係者にその理念の理解・浸透が図られつつあることから、宮城の復興を支える人材の育成も視野に入れながら、「志教育」や「学ぶ土台づくり」を一層推進し、知・徳・体の調和のとれた子どもたちを育成していく。

事業数（再掲除く） **56事業** 平成28年度当初予算額（合計） **1,274,322千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1)小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 【重点的取組1】	体験活動、インターンシップの実施校率(%) (小学校での農林漁業体験実施校率)	81.7%	84.2%	90.0%
	(中学校での職場体験実施校率)	95.2%	95.7%	98.0%
	(高等学校でのインターンシップ実施校率)	62.2%	69.1%	80.0%
	(H24年度)	(H26年度)	(H29年度)	
	新規高卒者の就職決定率の全国平均値との かい離(ポイント)	-0.7ポイント (H20年度)	1.4ポイント (H26年度)	0.5ポイント (H29年度)
(2)基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組2】	児童生徒の家庭等での学習時間(%) (小学6年生：30分以上の児童の割合)	83.5%	91.1%	90.5%
	(中学3年生：1時間以上の生徒の割合)	63.1%	67.0%	70.5%
	(高等2年生：2時間以上の生徒の割合)	13.4%	12.8%	30.0%
	(H20年度)	(H27年度)	(H29年度)	
	全国平均正答率とのかい離(ポイント) (小学6年生)	-4.6ポイント	-5.3ポイント	1.1ポイント
	(中学3年生)	-0.6ポイント (H20年度)	-1.5ポイント (H27年度)	5.0ポイント (H29年度)

＜主な掲載事業＞

(1) 小・中・高等学校を通じた「志教育」の推進 【重点的取組1】			
・志教育支援事業【拡充】	義務教育課	7,882千円	ビ・震災・地創
・高等学校「志教育」推進事業	高校教育課	12,465千円	ビ・震災・地創
・みやぎ産業教育フェア開催事業	高校教育課	4,699千円	ビ・震災
・みやぎクラフトマン21事業	高校教育課	3,478千円	ビ・震災・地創
・地域医療を志す中学生育成事業【新規】	医師確保対策室	1,813千円	ビ・地創
(2) 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組2】			
・宮城県学力・学習状況調査事業	義務教育課	11,590千円	ビ
・小中学校学力向上推進事業【拡充】	義務教育課	283,214千円	ビ・震災
・高等学校学力向上推進事業【拡充】	高校教育課	34,843千円	ビ・震災
・進学拠点校等充実普及事業	高校教育課	5,424千円	ビ・震災
(3) 幼児教育の充実			
・「学ぶ土台づくり」普及啓発事業	教育企画室	3,832千円	ビ・震災・地創
・被災幼児就園支援事業	総務課	411,907千円	震災
(4) 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進			
・実践的英語教育充実支援事業	高校教育課	100,646千円	
・英語教育充実支援事業	義務教育課	5,988千円	
(5) 時代の要請に応えた教育の推進			
・ICT利活用向上事業	教育企画室	1,232千円	ビ
・学校運営支援統合システム整備事業	教育企画室	60,874千円	ビ・震災
・ICTを活用した特別支援学校スキルアップ事業【新規】	教育企画室	28,800千円	ビ・地創
・環境教育指導者育成事業【新規】	環境政策課	727千円	ビ

基本方向2 豊かな人間性や社会性，健やかな体の育成

子どもたちの感性豊かでたくましい心と健やかな体の育成等に取り組んできた。震災後は，甚大な被害を受けた沿岸地域を中心に緊急スクールカウンセラー等を配置・派遣するなど，児童生徒等の心のケアに取り組んできたほか，震災の教訓を踏まえ，児童生徒の災害に対する知識や能力を高めるため，全公立学校に防災主任を配置するなど，「防災教育」の充実に取り組んできた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成26年度）

設定する目標指標において，「不登校児童生徒の在籍者比率」が小・中・高等学校ともに目標値を下回っているほか，「児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離」においても小学生男子と中学生女子で目標値を下回っていることなどから，基本方向全体としては「やや遅れている」と捉えている。特に不登校児童生徒については，震災による影響なども加わり増加傾向にあることから，心のケアも含めた不登校児童生徒への対応が急務である。

＜方向性＞

- 子どもたちの心のケアにきめ細かく対応するため，スクールカウンセラー等の配置等を継続するとともに，いじめ・不登校等については，スクールソーシャルワーカー等を配置して指導・相談に当たるほか，市町村教育委員会とも連携し，組織的な対応を行うことにより，問題行動等の未然防止，早期発見，早期解決を図る。
- 震災の影響による遊び場や運動場の減少等により，児童生徒の体力・運動能力の低下が懸念されていることから，幼児期からの発達段階に応じた運動習慣や基礎体力の定着を図るほか，教員の指導力を高める研修や外部指導者の活用等により学校体育や運動部活動の充実を図る。
- 震災の教訓を踏まえ，防災教育の一層の充実が必要であることから，児童生徒の災害に対する知識や能力を高めるため，全公立学校への防災主任等の継続的な配置をはじめ，防災教育副読本の活用促進に取り組むほか，専門的な防災教育を実施するため，平成28年4月に多賀城高校に災害科学科を開設する。

事業数（再掲除く） **41事業** 平成28年度当初予算額（合計） **9,336,907千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援 【重点的取組3】	不登校児童生徒の在籍者比率(%)			
	(小学校)	0.34%	0.41%	0.29%
	(中学校)	3.17%	3.37%	2.52%
	(高等学校)	1.57%	2.07%	1.30%
	(H20年度)		(H26年度)	(H29年度)
(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 【重点的取組4】	児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離(ポイント)			
	(小学5年生男子)	-1.15ポイント	-1.05ポイント	0ポイント
	(小学5年生女子)	-0.61ポイント	-0.78ポイント	0ポイント
	(中学2年生男子)	-0.19ポイント	-0.23ポイント	0ポイント
	(中学2年生女子)	-0.56ポイント	-0.84ポイント	0ポイント
	(H24年度)		(H27年度)	(H29年度)

＜主な掲載事業＞

(1) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援【重点的取組3】			
・教育相談充実事業【拡充】	義務教育課	609,795千円	ビ・震災・地創
・高等学校スクールカウンセラー活用事業【拡充】	高校教育課	174,906千円	ビ・震災・地創
・いじめ・不登校等対策推進事業【拡充】	義務教育課	1,410,992千円	ビ・震災・地創
・いじめ・不登校等対策強化事業【拡充】	高校教育課	94,800千円	ビ・震災・地創
・みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業【新規】	義務教育課	103,000千円	震災
(2) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上【重点的取組4】			
・みやぎの子どもの体力・運動能力充実プロジェクト事業	スポーツ健康課	1,245千円	ビ
・運動部活動地域連携促進事業	スポーツ健康課	25,234千円	ビ・震災
(3) 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成			
・防災専門教育推進事業	教育企画室 施設整備課	41,213千円	ビ・震災・地創
・防災教育推進事業【拡充】	スポーツ健康課	8,000千円	ビ・震災・地創
・学校安全教育推進事業【拡充】	スポーツ健康課	6,750千円	震災
・防災主任・安全担当主幹教諭配置事業	教職員課	695,792千円	震災・地創
(4) 食に関心を持ち，元気な子どもの育成			
・食育・地産地消推進事業	食産業振興課	5,081千円	ビ・震災・地創
・社会的課題に対応するための学校給食活用事業【新規】	スポーツ健康課	8,000千円	ビ
(5) 心身の健康を保つ学校保健の充実			
・学校・地域保健連携推進事業	スポーツ健康課	2,834千円	ビ・震災

基本方向3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

「宮城県障害児教育将来構想」に基づき、障害のある子どもが障害のない子どもと「共に学ぶ」教育環境づくりや「生きる力」を培う教育を展開してきた。また、特別支援学校の児童生徒と居住地の小・中学校の児童生徒との交流機会の充実や特別支援学校のセンター的機能の強化、市町村での連携協議会の設置等の推進に取り組んできた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成26年度）

設定する目標指標において、「特別支援学校の幼稚園、小学校、中学校、高校に対する支援活動の実施回数」が目標値を下回ったものの、前年度の実績を大きく上回るなど、地域における特別支援学校のセンター的支援機能の充実が図られているほか、その他の指標も順調に推移していることなどから、基本方向全体としては「概ね順調」と捉えている。

＜方向性＞

■ 平成26年度に策定した「宮城県特別支援教育将来構想」に基づき、共生社会の中で、障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実現に向け、「自立と社会参加」「学校づくり」「地域づくり」の3つを目標に掲げ、重点的に取り組んでいく。

事業数（再掲除く） **37事業** 平成28年度当初予算額（合計） **1,182,529千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 【重点的取組5】	特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合(%)	28.2% (H20年度)	34.4% (H27年度)	36.0% (H29年度)
	特別支援学校の幼稚園、小学校、中学校、高校に対する支援活動の実施回数（訪問助言・研修会への講師派遣）(回)	764回 (H20年度)	1,535回 (H26年度)	1,703回 (H29年度)

＜主な掲載事業＞

(1) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進【重点的取組5】				
・特別支援学校の整備	特別支援教育室・施設整備課	85,093千円	ビ	
・屋内運動場改築事業費（特別支援学校）【新規】	施設整備課	25,327千円		
・屋内運動場整備事業費（特別支援学校）【新規】	施設整備課	15,769千円		
・屋外環境整備事業費（特別支援学校）【新規】	施設整備課	52,570千円		
(2) 障害のある子どもの自立と社会参加の支援				
・障害者就業・生活支援センター事業	障害福祉課	32,963千円	ビ・地創	
・発達障害者支援センター運営事業	障害福祉課	24,000千円	ビ・地創	
・高等学園進路就労定着支援事業（非予算的手法）	特別支援教育室	0千円	ビ・地創	
・特別支援学校進路指導充実事業	特別支援教育室	430千円		

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

教員の資質能力の向上や教育をめぐる様々な課題に対応するため、教職経験に応じた体系的な研修を実施するなど、教員のニーズに応じた研修機会等を提供してきたほか、地域に開かれた魅力ある学校づくりを推進するため、学校評価制度の充実や外部人材を活用した取組を推進してきた。震災後は、安心して学べる教育環境を確保するため、被災した学校施設の復旧・再建や児童生徒等への就学支援をはじめ、防災教育や心のケアなどの新たな課題に応じた研修の開設等に取り組んできた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成26年度）

設定する目標指標において、「公立学校（小・中・高・特別支援）教員の総合教育センターにおける専門研修（希望研修）受講率」をはじめ、「外部評価を実施する学校の割合」、「学校外の教育資源を活用している高校の割合」が目標値を達成していることなどから、基本方向全体としては「概ね順調」と捉えている。しかし、「学校評価研修会に参加する学校の割合」が低い状況にあることなどから、取組の更なる推進が必要である。

＜方向性＞

- 教員の資質能力の更なる向上を図るため、最新の教育事情を考慮しながら、学校現場が求める喫緊の課題に対応した研修を実施していく。
- 地域から信頼される学校づくりを推進するため、学校の自主性・主体性を生かした学校運営の支援や学校評価等の充実を図るほか、インターンシップ等の学校外の資源の活用を促進するため、地域・企業等との更なる連携を図っていく。
- 安全・安心な学校教育を確保するため、震災により被害を受けた学校施設の復旧・再建や被災児童生徒等への就学支援などを継続するほか、今後の復興に向け長期的な視野に立った県立高校の改革の推進に取り組んでいく。

事業数（再掲除く） **83事業** 平成28年度当初予算額（合計） **35,300,119千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 【重点的取組6】	10年経験者研修（共通研修）における受講者アンケート（4段階評価）の平均評価点（ポイント）	3.41ポイント (H20年度)	3.58ポイント (H26年度)	3.6ポイント以上 (H26～29年度平均)
	公立学校（小・中・高・特別支援）教員の総合教育センターにおける専門研修（希望研修）受講率（%）	20.93% (H20年度)	22.40% (H26年度)	25.00% (H29年度)
(2) 開かれた学校づくりの推進 【重点的取組7】	学校外の教育資源を活用している高校の割合（%）	58.1% (H20年度)	92.5% (H26年度)	90.0% (H29年度)
	学校評価研修会に参加する学校の割合（%）	67.3% (H20年度)	73.8% (H26年度)	100% (H29年度)

＜主な掲載事業＞

(1) 教員が学び続けるための体系的な研修の推進【重点的取組6】 ・教育職員等中央研修事業費【拡充】	教職員課	6,016千円	ビ
(2) 開かれた学校づくりの推進【重点的取組7】 ・学校評価事業	高校教育課	1,167千円	ビ
(3) 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立 ・実践的指導力と人間性重視の教員採用事業	教職員課	13,255千円	ビ
(4) 教職員を支える環境づくりの推進 ・教職員健康管理事業	福利課	63,558千円	
(5) 県立高校の改革の推進 ・県立高校将来構想推進事業	教育企画室・高校教育課	20,092千円	ビ・震災
(6) 学習環境の整備充実 ・県立学校施設災害復旧事業 ・新增改築校等設備整備費【新規】 ・子ども食堂支援事業【新規】 ・学習支援事業【新規】	施設整備課 施設整備課 社会福祉課 社会福祉課	5,651,613千円 12,789千円 500千円 500千円	震災 ビ ビ
(7) 私学教育の振興 ・私立学校授業料等軽減特別補助事業	私学文書課	1,400,000千円	震災

基本方向5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

親の学びと子育てを支援する学習機会や相談等の場の提供をはじめ、地域の人材育成や地域と連携した各種体験活動の提供、学校安全の確保等に取り組んできた。震災後は、特に家庭や地域の教育力の再構築という観点から施策を進めてきた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成26年度）

設定する目標指標において、「朝食を欠食する児童の割合（小学6年生）」及び「保育所等利用待機児童数（仙台市を除く）」の達成率は低いものの、その他の指標は順調に推移していることなどから、基本方向全体としては「概ね順調」と捉えている。しかし、地域全体で子どもを育てる環境づくりにおいて、子どもたちの基本的生活習慣の定着促進に向けた取組や家庭教育支援の一層の推進が必要である。

＜方向性＞

- 震災により子どもたちの生活習慣の乱れがこれまで以上に懸念されていることから、従来取り組んできた「ルルブル」運動を企業等と連携を図りながら積極的に推進するなど、基本的生活習慣の定着促進や家庭教育支援の一層の充実を図っていく。
- 地域の絆の大切さに改めて気付かされた震災の経験を生かし、震災で衰退が懸念される地域コミュニティの再生も視野に入れながら、防災等を通じた学校と地域の連携体制の強化を図っていく。
- 子どもの教育活動を支援する個人や企業等を認証・登録する「みやぎ教育応援団」の拡充を図るとともに、学校における活用を促進し、地域・企業等と連携した学校支援の一層の充実に取り組んでいく。

事業数（再掲除く） **50事業** 平成28年度当初予算額（合計） **8,884,704千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり 【重点的取組8】	朝食を欠食する児童の割合（小学6年生）（%）	3.7% (H20年度)	3.7% (H27年度)	2.0% (H29年度)
	保育所等利用待機児童数（仙台市を除く）（人）	511人 (H21年度)	507人 (H27年度)	0人 (H29年度)
	目標とする数の子育てサポーターリーダーが養成された市町村の割合（%）	41.2% (H25年度)	50.0% (H27年度)	73.5% (H29年度)
(2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり 【重点的取組9】	学校教育を支援する「みやぎ教育応援団」の登録数（企業・団体、個人）（団体・人）	190団体 363人 (H24年度)	219団体 427人 (H26年度)	300団体 500人 (H29年度)

＜主な掲載事業＞

(1) 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり【重点的取組8】			
・地域子ども・子育て支援事業	子育て支援課	1,843,000千円	ビ・震災・地創
・放課後子ども教室推進事業【拡充】	生涯学習課	75,633千円	ビ・震災・地創
・待機児童解消推進事業	子育て支援課	1,611,435千円	ビ・震災・地創
・子育て支援を進める県民運動推進事業	子育て支援課	10,000千円	ビ・震災・地創
・里親等支援センター事業【新規】	子育て支援課	15,000千円	震災
・基本的生活習慣定着促進事業	教育企画室	39,978千円	ビ・震災・地創
(2) 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり【重点的取組9】			
・協働教育推進総合事業【拡充】	生涯学習課	73,471千円	ビ・震災・地創
(3) 子どもたちの体験活動の推進			
・みやぎ農山漁村交流促進事業	農村振興課	19,000千円	ビ・震災・地創
・人と自然の交流事業	生涯学習課	1,667千円	ビ

基本方向6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

県民の生涯学習機会の充実や文化芸術・スポーツ活動の推進に取り組んできた。震災後は、被災した社会教育施設や社会体育施設の復旧のほか、地域づくりに向けた生涯学習活動の支援や被災文化財の修理・復元等に取り組んできた。

＜進捗状況＞ ※宮城県教育振興基本計画の点検及び評価（評価対象：平成26年度）

設定する目標指標において、「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」は目標値を下回っているものの、その他の指標は順調に推移していることなどから、基本方向全体としては「概ね順調」と捉えている。しかし、震災により生涯学習を取り巻く環境が大きく変化したことから、学習環境の早期復旧のほか、県民の心の復興を視野に入れた支援などが必要である。

＜方向性＞

- 県民の豊かで生きがいのある生活を送るための環境づくりや心の復興が一層求められていることから、被災した松島自然の家などの社会教育施設や被災文化財等の復旧に取り組むほか、みやぎ県民大学を通じた学習機会や文化芸術活動に携わる機会の提供、総合型地域スポーツクラブの育成を通じたスポーツ活動の支援等に取り組んでいく。
- 平成29年度に宮城県で開催される全国高等学校総合文化祭や南東北3県（山形、宮城、福島）で開催される全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催に向けた準備等を着実に進めていく。

事業数（再掲除く） **92事業** 平成28年度当初予算額（合計） **3,177,264千円**

＜主な目標指標＞

重点的取組	目標指標等	当初	現況値	目標値
(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組10】	公立図書館等における県民1人当たりの図書資料貸出数(冊)	3.87冊 (H20年度)	3.61冊 (H26年度)	4.10冊 (H29年度)
	みやぎ県民大学講座における受講率(%)	60.8% (H24年度)	71.1% (H26年度)	85.0% (H29年度)
(2) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 【重点的取組11】	総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率(%)	42.9% (H20年度)	65.7% (H27年度)	80.0% (H29年度)

＜主な掲載事業＞

(1) 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進【重点的取組10】				
・文化芸術による心の復興支援事業	消費生活・文化課	50,000千円	震災	
・みやぎ県民大学推進事業	生涯学習課	3,057千円	ビ・震災・地創	
・震災資料収集・公開事業	生涯学習課	22,888千円	震災	
・松島自然の家再建事業	生涯学習課	45,707千円	震災	
・第41回全国高等学校総合文化祭 (みやぎ総文2017)開催事業【拡充】	全国高校総合文化祭推進室	88,400千円	ビ・地創	
(2) 文化財の保護と活用				
・指定文化財等災害復旧支援事業	文化財保護課	7,750千円	震災	
・文化財の観光活用による地域交流の促進事業	文化財保護課	18,342千円	ビ・震災・地創	
(3) 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実【重点的取組11】				
・広域スポーツセンター事業	スポーツ健康課	9,472千円	ビ・震災・地創	
・宮城ヘルシーふるさとスポーツ祭費	スポーツ健康課	2,120千円		
(4) 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実				
・スポーツ選手強化対策事業【拡充】	スポーツ健康課	129,815千円	ビ・震災・地創	
・県有体育施設整備充実事業	スポーツ健康課	809,955千円	ビ・震災・地創	
・平成29年度全国高等学校総合体育大会 開催事業【拡充】	全国高校総体推進室	32,800千円	ビ・地創	
・平成29年度インターハイ等特別強化事業【拡充】	スポーツ健康課	25,000千円	ビ・地創	
・2020年東京オリンピック・パラリンピック 強化支援対策事業【新規】	スポーツ健康課	15,000千円	ビ・地創	

第2回宮城県教育振興審議会の開催概要について

1 開催日時

平成28年2月19日（金）午後1時30分から午後3時36分まで

2 開催場所

宮城県行政庁舎4階 特別会議室

3 出席者

別添出席者名簿のとおり（15名出席）

4 議 事

- （1）宮城県教育振興基本計画の成果及び課題等について
- （2）本県教育が目指す方向性の検討について

5 主な意見

（1）特に重点的な取組の方向性

志教育、**いじめ・不登校への対応**、**心のケア**、**防災教育**に関する意見

- ・ 志教育についてですが、育っていく、将来、職業人、社会人として自立していくプロセスは、発達的に課題を抱えない子どもたちも、いろんな困難を抱えている子どもたちも全く同じですので、特別支援教育における志教育についても、盛り込んでいただきたい。（村上委員）
- ・ 志教育には、「学ぶ事の意義」の理解がとても大切なことだと思う。この部分がしっかりしていないと、新しいことをやっても形だけのものになってしまう。また、いじめや不登校の個別具体的な対応・対策として志教育というのではなく、志教育の意識を持って教育にあたっていくということではないかと思う。そうすることによって、志が高ければ、自然といじめや不登校に向かないのではないかと考える。（渡邊委員）
- ・ 社会教育の現場では、沢山の高校生たちが自分が生まれ育った町を舞台にし、宮城県若しくは東北という場所に根ざし、自分が震災を経験したという立場から、世界に向けて地域に向けて様々な活動をしている。私が15年間、そういった活動を普及・啓発・実行する仕事をしてきて、全国的に見ても、高校生が町に出て真のプロジェクトベースラーニングというか、コミュニティベースド

ラーニング的な事が自発的に行われている県はないのではないかと思います。その中で、その目を摘んではいけないと思っており、社会教育団体と連携し宮城県が他県のモデルとなるような、社会教育を含めた教育論を展開していけるような動きを作っていくと、志教育が本当の意味で推進し、停滞せずに今の良さをそのまま持続できるのではないかと思います。(今村委員)

- ・ いじめについては、子どもたちに生きた動植物を使って命が無くなるといった経験をさせることが大事だと思う。学校でやりにくいのであれば、学校外のコミュニティの中でそのような体験ができる場を提供してはどうか。(伊藤委員)
- ・ いじめ・不登校等への対応の未然防止というところだが、リーフレットの配布やMAPの手法だけでは抜本的な解決には至らない。具体的なプログラムを取り入れ、広義と狭義の相互の部分から、支援体制に取り組むと良いのではないかと。また、心のケアについては、義務教育までは手厚いが、高等学校に通う生徒へのメンタルサポート体制が稀薄ではないかと思うので、18歳までは年齢対象として行っていただきたいと思う。(高橋委員)
- ・ 「防災教育」や「志教育」、「いじめ」などには共通して、「思いやり教育」が根本的にあるのではないかと思う。自然体験などを通して、子どもたちに具体的な体験をさせる教育が大事ではないかと思う。(山内委員)

(2) 各分野の取組の方向性

① 学ぶ力と自立する力の育成

学力向上、伝統・文化の尊重、国際理解を育む教育、ICT教育に関する意見

- ・ 学力向上については、勉強をもっとさせるということもあるが、それと同時に、生徒の器自体を大きくしていかないと難しい。そのためには、様々な良質な体験の場を与えることが大事だと思う。(渡邊委員)
- ・ 学校で学んだ知識を、学校や地域で行っている体験活動と絡めていった時に確かな学力が付くのではないかという根底がある。そのためには、「教員の指導力」、「家庭や地域の協力」、「学習できる環境の整備」の三つの視点で学力向上を考えなければならないと思う。(丸山委員)
- ・ 伝統・文化の尊重については、これは志教育にも関わってくるが、郷土を愛するといったようなことが非常に大事な訳だが、そもそも郷土に何があるのか分からない、というような状態もあると思う。(平川会長)
- ・ 国際理解は相互理解でなければならない。相手を理解することも大事である

が、こちらの文化を理解させて国際交渉力を持つ，というところを一つのゴールとして置き忘れてはいけないと思う。(松良委員)

- ・ ICT教育については、何でも先鋭的なものというよりは、やはり底上げと同時に整備するということがまずは第一だと思う。同時に、アナログ的な部分とICTを活用した部分がある程度見定める力といった、両方を考えられる教員の研修体制をお願いできればと思う。(村上委員)

② 豊かな人間性や社会性，健やかな体の育成

体力・運動能力の向上に関する意見

- ・ 全てにおいて家庭の教育力というものが関わっていると思う。家庭の意識の格差もあると思うが、体力・運動能力の向上のところでは、統廃合が進み、スクールバスでの登校や自家用車で送迎している家庭がすごく多い。子ども同士つながりや、家庭から学校へ通うまでの道のりの中での子どもたちの気持ちの変化ということも考えると、朝歩いて登校するということは、とても大事になってくるのではないかと思う。(星委員)
- ・ 子どもたちが運動やスポーツに親しみ、自ら体を動かそうという意欲があるというのが一番のポイントだと思う。しかし、子どもたちの意欲を取り除いているのは、実は大人である。子どもたちは運動したいけど、大人の勝手に運動する機会を取ってしまうような現状が沢山あると思う。(山内委員)

③ 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

特別支援教育に関する意見

- ・ 障害のない方たちに対して、障害をどうやって理解していただくかというのがとても大事な問題で、これ自体がインクルーシブな社会を実現する方向の上では欠くことができない。どのような方にどのような内容を伝えていただくかに検討の余地があるが、大人の方を様々に活用して、子どもたち、そして地域社会も含めた障害の理解の方法を考えていくことも一つ大事ではないか考える。(村上委員)
- ・ 障害児に関して、未就学児の方が小学校に入学する際に修学後の円滑な移行を図るため、障害児通所支援サービスという仕組みが福祉サービスの一環にある。そういった福祉サービスとの連携を図ることで円滑なサポートができるのかなと思う。(高橋委員)

④ 被災地における安全・安心な学校教育の確保

教育環境の整備に関する意見

- ・ 震災等の影響により統廃合を余儀なくされる中、学びの場をつくるという心を育てる学校建築を、限られた予算の中でどうやってつくっていくかということが、これから非常に重要になるのではないかと思う。(木村委員)

⑤ 信頼され魅力ある教育環境づくり

教員の指導力及び資質の向上, 開かれた学校づくり, 学習環境の整備充実に関する意見

- ・ 教員の資質向上の部分について、例えば、ICT教育やアクティブ・ラーニングといった新しいことを、生徒と一緒に学んでいく、学び続けることが当然で普通だと教員も割り切ることができるよう、ハードルを下げて研修等の計画を立てていくことが大事ではないかと思う。一方においては、やはりエキスパートを育てていく。この二点だと思う。(渡邊委員)
- ・ 特別支援教育にも関わるかもしれませんが、主に教員の指導力というところについて、全国的に高校へ進学する生徒の2.2%が何らかの障害を持っているということが共有されている。指導力と資質の向上をすると同時に、先生方に対し、困難を抱えた子どもたちに関する情報提供を手厚くしていけると、日々の教育活動の中から見逃してはいけない子どもたちの変化を見逃すことが無くなり、中退を防げたり、貧困に転落するきっかけになるような事も防ぐことになるのではないかと感じております。(今村委員)
- ・ 通常の高校の生徒さんたちでも、障害とは言わないまでも個別的な配慮が必要だということを、個々の教科の先生方が感じるようになってきているが、それを吸い上げる仕組みが中々機能していない。特別支援に関わるような校内の委員会をきちんと機能させていただき、配慮が必要な子どもたちに対して、小学校、中学校と同様に、ある程度のアセスメントを行うようなことを考えていただきたい。(村上委員)
- ・ 開かれた学校づくりは、非常に大切なポイントだと認識している。ただ、地域住民からすると、保護者という立ち位置を外れてしまうと学校には行きづらいという状況があるので、学校側から地域の様々な人間を引っ張り上げて活用していただく、そういうことを学校側から発信していただきたい。(伊藤委員)
- ・ 開かれた学校づくりの目指すべき学校と地域の関係ということで、保護者からの信頼が繋がれば、何か問題が起きたときも大きくこじれずにすむかもし

れない。そのようないろいろな波及効果があると思うので、学校の忙しさというのを十分、分かった上で開かれた学校づくりをするには、やはり、このような効果があるということ踏まえて行っていただきたいと思う。(増田委員)

- ・ 学習環境の整備充実の、貧困問題への対応をどのように進めていくかということについてですが、高校や大学受験には、塾に行かないとクリアできないような状態に今なっているというのが一番問題で、塾に行かなくても学校でしっかり勉強させてもらって通れるような状況に持っていくことが、非常に重要だと思う。また、親の年収が学力に相関するという意見もあり、そこが教育格差になるので、それをどうやって助けるかというのをもう少し詳細に計画を立てていただければと思う。(山田委員)
- ・ 10代で出産するということが、一つ高校を中退するきっかけになっている。学校を中退し子どもを産んだ家庭が、何か手厚い支援の中でその子どもが貧困の連鎖に陥らない支援が、特に10代の子どもたちに対して何かできればいいなということが示されると嬉しい。(今村委員)

⑥ 幼児教育の充実と家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

幼児教育、家庭・地域における教育、協働教育に関する意見

- ・ 家庭・地域における教育と生涯学習に関係することについて、最近、核家族や少子家庭、共働きも多くなってきた感じがする。そういう中で、若いお母さん方の学びの場がないと、小学校、中学校に入ってきた段階で何とかしようと思っても、かなり難しいのではないかということを強く感じている。その若い親の学びの場を、県として作っていく必要があるのではないかと思う。(木村委員)
- ・ 親の学びの場の設定について、親御さんが集う場がないと孤立した子育てになってしまうということがある。また、学習機会はそういう場所に限らず、企業等での研修の中に学びの場を設定していくと父親のみならず、いろいろな立場の方や年齢層の方向けに、今の子育ての現状を分かっていただけになるのではないかと思う。(星委員)
- ・ 家庭・地域における教育に関係するが、スマートフォンというものに、どのように取り組んでいくのか。基本計画の中に一律にというのは難しいですが、県の基本計画としてはスマホ対策を盛り込むというようなこと自体はあってもいいと思うので、できるだけ各学校が取組をするように、家庭と地域と協力をしてという視点を入れていただければと思う。(平川会長)

⑦ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

生涯学習, **文化・芸術**, **スポーツ**に関する意見

- ・ スポーツについて、アダプテッド・スポーツという考え方が、日本の中にも広がってきている。障害を持っていても歳を取っていても楽しめるようなスポーツという視点も、何らかの形で検討いただければと思う。(村上委員)

第2回宮城県教育振興審議会 出席者名簿

(五十音順)

所 属	氏 名	備 考
有限会社伊豆沼農産代表取締役	いとう ひでお 伊藤 秀雄	
認定NPO法人カタリバ代表理事	いまむら くみ 今村 久美	
国立大学法人東北大学加齢医学研究所所長	かわしま りゅうた 川島 隆太	欠席
宮城県高等学校PTA連合会役員 (宮城県古川黎明高等学校PTA役員)	かわむかい まみ 川向 真美	欠席
耕人塾塾長 (学校法人石巻専修大学教授)	きむら たみお 木村 民男	
宮城県市町村教育委員会協議会委員 (川崎町教育委員会教育長)	さとう ふきこ 佐藤 芙貴子	
NPO法人Switch理事長	たかはし ゆか 高橋 由佳	
有限会社岩沼屋ホテル専務取締役	たちばな まきこ 橋 真紀子	欠席
学校法人宮城学院女子大学長	ひらかわ あらた 平川 新	
気仙沼市家庭教育推進協議会長	ほし みほ 星 美保	
国立大学法人東北大学大学院教授	ほりた たつや 堀田 龍也	欠席
宮城県PTA連合会副会長 (富谷町立成田中学校PTA会長)	ますだ えみこ 増田 恵美子	
宮城県私立中学高等学校連合会会長 (学校法人常盤木学園理事長)	まつら ちひろ 松良 千廣	
宮城県小学校長会理事 (大河原町立大河原小学校長)	まるやま ちかこ 丸山 千佳子	
国立大学法人宮城教育大学附属特別支援教育総合研究センター長	むらかみ よしのり 村上 由則	
宮城県私立幼稚園連合会理事長 (学校法人村山学園・学校法人おおとり学園理事長)	むらやま とうご 村山 十五	欠席
NPO法人宮城県レクリエーション協会事務局長	やまうち なおこ 山内 直子	
仙台市中学校長会会長 (仙台市立広瀬中学校長)	やまき けんいち 八巻 賢一	
東北電子産業株式会社代表取締役社長	やまだ りえ 山田 理恵	
宮城県高等学校長協会会長 (宮城県仙台第二高等学校長)	わたなべ ゆきお 渡邊 幸雄	

第2回宮城県教育振興審議会 事務局出席者名簿

所属	職	氏名	備考
教育庁	教育長	たかはし ひとし 高橋 仁	
〃	教育次長	にしむら こういち 西村 晃一	
〃	教育次長	すずき ひろし 鈴木 洋	
〃	総務課長	しこだ しんいち 志子田 伸一	
〃	教育企画室長	いとう まさひろ 伊藤 正弘	
〃	福利課長	きくたますみ 菊田 真澄	
〃	教職員課長	すずき ひろゆき 鈴木 宏幸	
〃	参事兼義務教育課長	かつら しま あきら 桂島 晃	
〃	特別支援教育室長	かどわき けい 門脇 恵	
〃	高校教育課長	やまうち はるき 山内 明樹	
〃	施設整備課長	いのまた しんや 猪股 信也	
〃	スポーツ健康課長	まつもと ふみひろ 松本 文弘	
〃	全国高校総体推進室長	かまた なおと 鎌田 直人	
〃	参事兼生涯学習課長	みうら まさゆき 三浦 正之	
〃	全国高校総合文化祭推進室長	たむら ゆたか 田村 豊	
〃	文化財保護課長	かさはら のぶお 笠原 信男	
総務部	私学文書課長	なかむら きょうこ 中村 今日子	
保健福祉部	子育て支援課子育て政策専門監	ささき えつこ 佐々木 悦子	

平成28年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る 後期選抜実施状況について

1 入学者選抜実施公立高等学校数・学科（コース・部を含む）数

（１）全日制課程：県立 66校，市立 4校	計 70校	136学科
（２）定時制課程：県立 11校，市立 2校	計 13校	21学科
	合計 75校	157学科

※全日制課程と定時制課程の設置校は 8 校

2 総括

		全日制課程			定時制課程		
		H28	H27	増減	H28	H27	増減
中学校卒業予定者数 ※1		21,723	21,756	▲ 33			
募集定員		14,760	14,920	▲ 160	1,000	1,000	0
前期選抜	募集人数	4,842	4,828	14	308	308	0
	出願者	8,346	7,968	378	204	230	▲ 26
	出願倍率	1.72	1.65	0.07	0.66	0.75	▲ 0.09
	合格者	4,619	4,627	▲ 8	141	163	▲ 22
社会人 特別選抜	募集人数 ※2				若干名	若干名	0
	出願者				2	0	2
	合格者				2	0	2
連携型選抜	募集人数	106	142	0			
	出願者	63	95	▲ 32			
	合格者	53	92	▲ 39			
併設型中学校からの入学予定者数		196	154	42			
後期選抜	募集人数	9,892	10,047	▲ 155	859	837	22
	出願者	12,259	12,228	31	294	340	▲ 46
	特例措置による出願者	0	1	▲ 1	0	0	0
	出願倍率	1.24	1.22	0.02	0.34	0.41	▲ 0.07
	欠席者	145	190	▲ 45	4	11	▲ 7
	受験者	12,114	12,039	75	290	329	▲ 39
	受験倍率	1.22	1.20	0.02	0.34	0.39	▲ 0.05

※1 中学校卒業予定者数は、H28は平成27年5月1日現在、H27は平成26年5月1日現在の数字である。

※2 前期選抜募集人数の内数である。

（参考）連携型選抜実施校：志津川高校

併設型中学校：仙台二華中学校、古川黎明中学校

3 各学校・学科別の後期選抜実施状況

《全日制課程》

学校名	学科・コース	平成28年度募集定員	前期選抜等合格者数	後期選抜募集人数	後期選抜出願者数			後期選抜欠席者数			後期選抜受験者数			平成27年度後期選抜受験倍率	平成27年度後期選抜受験倍率
					男	女	計	男	女	計	男	女	計		
1 白石	普通科	240	72	168	122	79	201	3	0	3	119	79	198	1.18	1.09
	看護科 ●	40	12	28	5	40	45	0	0	0	5	40	45	1.61	1.54
2 蔵王	普通科	80	15	65	20	11	31	1	0	1	19	11	30	0.46	0.32
3 白石工	機械科 ◎	80	32	48	46	3	49	0	0	0	46	3	49	1.02	0.81
	電気科 ◎	40	16	24	12	0	12	0	0	0	12	0	12	0.50	0.38
	工業化学科 ◎	40	16	24	25	13	38	0	0	0	25	13	38	1.58	0.83
	建築科 ◎	40	16	24	14	7	21	0	0	0	14	7	21	0.88	1.29
	設備工業 ◎	40	16	24	39	4	43	0	0	0	39	4	43	1.79	1.33
4 村田	総合学科	120	28	92	62	31	93	0	1	1	62	30	92	1.00	0.82
5 柴田農林 川崎	食農科学科・動物科学科◎★	80	32	48	29	21	50	0	0	0	29	21	50	1.04	1.23
	森林環境科・園芸工学科◎★	80	32	48	37	14	51	0	0	0	37	14	51	1.06	1.25
	普通科	40	12	28	11	10	21	0	0	0	11	10	21	0.75	0.55
6 大河原商	流通マネジメント科◎	80	32	48	20	42	62	0	0	0	20	42	62	1.29	1.13
	情報システム科 ◎	80	32	48	25	12	37	0	0	0	25	12	37	0.77	1.06
	OA会計科 ◎	40	16	24	1	16	17	0	0	0	1	16	17	0.71	0.88
7 柴田	普通科	120	21	99	56	51	107	0	0	0	56	51	107	1.08	1.15
	体育科 ●	40	28	12	24	5	29	0	0	0	24	5	29	2.42	1.25
刈田柴田地区計		1,280	428	852	548	359	907	4	1	5	544	358	902	1.06	0.96
8 角田	普通科	160	49	111	55	45	100	0	0	0	55	45	100	0.90	0.98
9 伊具	総合学科	120	21	99	44	23	67	0	0	0	44	23	67	0.68	0.92
伊具地区計		280	70	210	99	68	167	0	0	0	99	68	167	0.80	0.95
南部地区合計		1,560	498	1,062	647	427	1,074	4	1	5	643	426	1,069	1.01	0.96
10 名取	普通科	240	72	168	115	149	264	0	0	0	115	149	264	1.57	1.50
	家政科 ●	40	16	24	1	35	36	0	0	0	1	35	36	1.50	2.29
11 名取北	普通科	280	84	196	117	154	271	0	0	0	117	154	271	1.38	1.28
12 亘理	普通科・普通コース ◎	40	6	34	23	16	39	1	0	1	22	16	38	1.12	1.48
	普通科・園芸コース ◎	40	2	38	33	9	42	0	0	0	33	9	42	1.11	1.03
	食品化学科 ◎	40	11	29	19	17	36	0	0	0	19	17	36	1.24	0.93
	商業科 ◎	40	4	36	20	3	23	0	0	0	20	3	23	0.64	0.82
	家政科 ◎	40	10	30	1	26	27	0	0	0	1	26	27	0.90	1.17
13 宮城農	農業科・園芸科 ◎★	120	48	72	58	33	91	0	0	0	58	33	91	1.26	1.44
	農業機械科 ◎	40	16	24	40	1	41	0	0	0	40	1	41	1.71	1.67
	食品化学科 ◎	40	16	24	21	17	38	0	0	0	21	17	38	1.58	1.38
	生活科 ◎	40	16	24	9	27	36	0	0	0	9	27	36	1.50	0.75
亘理名取地区計		1,000	301	699	457	487	944	1	0	1	456	487	943	1.35	1.34
14 仙前一	普通科	320	64	256	231	155	386	1	0	1	230	155	385	1.50	1.31
15 仙台二華	普通科 ■	240	142	98	28	71	99	1	0	1	27	71	98	1.00	0.77
16 仙台三桜	普通科	280	84	196	44	218	262	2	1	3	42	217	259	1.32	1.70
17 仙台上山	普通科 ◎	160	48	112	87	66	153	7	1	8	80	65	145	1.29	1.41
	理数科 ◎	40	16	24	28	3	31	12	0	12	16	3	19	0.79	1.76
18 仙台南	普通科	280	84	196	201	152	353	8	1	9	193	151	344	1.76	1.22
19 仙台西	普通科	280	84	196	144	136	280	2	0	2	142	136	278	1.42	1.47
20 仙台東	普通科	240	72	168	130	113	243	2	0	2	128	113	241	1.43	1.26
	英語科 ●	40	12	28	11	31	42	0	0	0	11	31	42	1.50	1.36
21 宮城工	機械科 ◎	80	32	48	73	1	74	4	0	4	69	1	70	1.46	1.31
	電子機械科 ◎	40	16	24	28	6	34	2	0	2	26	6	32	1.33	1.88
	電気科 ◎	80	32	48	56	0	56	0	0	0	56	0	56	1.17	1.44
	情報技術科 ◎	40	16	24	44	3	47	11	1	12	33	2	35	1.46	1.38
	化学工業科 ◎	40	16	24	37	9	46	1	0	1	36	9	45	1.88	1.79
インテリア科 ◎	40	16	24	21	24	45	4	3	7	17	21	38	1.58	1.71	
22 仙台工※	建築科 ◎	30	12	18	28	8	36	0	0	0	28	8	36	2.00	1.62
	機械科 ◎	70	28	42	85	3	88	0	0	0	85	3	88	2.10	1.82
	電気科 ◎	70	28	42	78	2	80	0	0	0	78	2	80	1.90	2.08
	土木科 ◎	30	12	18	37	0	37	0	0	0	37	0	37	2.06	1.19
仙台南地区計		2,400	814	1,586	1,391	1,001	2,392	57	7	64	1,334	994	2,328	1.47	1.40
中部南地区合計		3,400	1,115	2,285	1,848	1,488	3,336	58	7	65	1,790	1,481	3,271	1.43	1.38

《全日制課程》

学校名	学科・コース	平成28年度募集定員	前期選抜等合格者数	後期選抜募集人数	後期選抜出願者数			後期選抜欠席者数			後期選抜受験者数			平成27年度後期選抜受験倍率	平成27年度後期選抜受験倍率
					男	女	計	男	女	計	男	女	計		
23 仙台二	普通科	320	96	224	164	106	270	1	0	1	163	106	269	1.20	1.27
24 仙台三	普通科	240	72	168	182	103	285	1	0	1	181	103	284	1.69	1.80
	理数科 ●	80	32	48	61	7	68	1	0	1	60	7	67	1.40	1.56
25 宮城一	普通科 ◎	200	60	140	47	189	236	0	0	0	47	189	236	1.69	1.17
	理数科 ◎	80	30	50	23	21	44	2	1	3	21	20	41	0.82	2.08
26 宮城広瀬	普通科	280	70	210	157	154	311	1	1	2	156	153	309	1.47	1.58
27 泉	普通科	240	72	168	204	121	325	11	1	12	193	120	313	1.86	1.71
	英語科 ●	40	16	24	13	33	46	0	0	0	13	33	46	1.92	1.75
28 泉松陵	普通科	280	84	196	177	117	294	0	0	0	177	117	294	1.50	1.42
29 泉館山	普通科	280	84	196	154	132	286	5	0	5	149	132	281	1.43	1.28
30 宮城野	普通科	160	32	128	98	89	187	11	1	12	87	88	175	1.37	1.19
	美術科 ◎	40	20	20	2	18	20	0	0	0	2	18	20	1.00	1.80
	総合学科 ●	80	24	56	42	30	72	5	0	5	37	30	67	1.20	1.23
31 仙 台※	普通科	280	84	196	183	136	319	5	0	5	178	136	314	1.60	1.61
32 仙 台商※	商業科	320	128	192	149	155	304	2	0	2	147	155	302	1.57	1.72
仙 台 北 地 区 計		2,920	904	2,016	1,656	1,411	3,067	45	4	49	1,611	1,407	3,018	1.50	1.50
33 塩 釜	普通科	320	80	240	204	172	376	0	0	0	204	172	376	1.57	1.51
	ビジネス科	80	17	63	53	55	108	0	0	0	53	55	108	1.71	1.30
34 多賀城	普通科	240	72	168	130	109	239	7	1	8	123	108	231	1.38	1.26
	災害科学科 ●	40	16	24	16	6	22	1	0	1	15	6	21	0.88	—
35 松 島	普通科	120	36	84	80	77	157	0	0	0	80	77	157	1.87	2.00
	観光科 ●	80	24	56	29	45	74	0	0	0	29	45	74	1.32	1.46
36 利 府	普通科	200	60	140	114	71	185	0	0	0	114	71	185	1.32	1.04
	スポーツ科学科 ●	80	56	24	28	9	37	0	0	0	28	9	37	1.54	1.88
塩 釜 地 区 計		1,160	361	799	654	544	1,198	8	1	9	646	543	1,189	1.49	1.41
37 黒 川	普通科 ◎	80	20	60	37	34	71	0	0	0	37	34	71	1.18	0.94
	機械科 ◎	80	17	63	55	1	56	0	0	0	55	1	56	0.89	1.20
	電子工学科 ◎	40	14	26	18	4	22	0	0	0	18	4	22	0.85	0.77
	環境技術科 ◎	40	16	24	23	10	33	0	0	0	23	10	33	1.38	0.96
38 富 谷	普通科・人文コース ◎	120	48	72	63	55	118	1	0	1	62	55	117	1.63	1.72
	普通科・国際コース ◎	80	32	48	16	40	56	0	1	1	16	39	55	1.15	1.54
	普通科・理数コース ◎	80	27	53	68	21	89	3	1	4	65	20	85	1.60	1.67
黒 川 地 区 計		520	174	346	280	165	445	4	2	6	276	163	439	1.27	1.32
中 部 北 地 区 合 計		4,600	1,439	3,161	2,590	2,120	4,710	57	7	64	2,533	2,113	4,646	1.47	1.46
39 古 川	普通科	240	72	168	113	83	196	0	0	0	113	83	196	1.17	1.17
40 古川黎明	普通科 ■	240	138	102	51	81	132	2	0	2	49	81	130	1.27	0.84
41 岩 出 山	普通科	120	36	84	47	18	65	1	0	1	46	18	64	0.76	0.55
42 中 新 田	普通科	120	36	84	46	39	85	0	0	0	46	39	85	1.01	0.88
43 松 山	普通科	40	6	34	4	7	11	0	0	0	4	7	11	0.32	0.38
	家政科 ●	40	16	24	3	18	21	0	0	0	3	18	21	0.88	0.67
44 加 美 農	農業科 ◎	40	10	30	7	1	8	0	0	0	7	1	8	0.27	0.71
	農業機械科 ◎	40	10	30	21	0	21	0	0	0	21	0	21	0.70	0.46
	生活技術科 ◎	40	13	27	0	6	6	0	0	0	0	6	6	0.22	0.21
45 古 川 工	土木情報科 ◎	40	16	24	28	9	37	0	0	0	28	9	37	1.54	1.63
	建築科 ◎	40	16	24	16	12	28	0	0	0	16	12	28	1.17	1.15
	電気電子科 ◎	40	9	31	21	4	25	1	0	1	20	4	24	0.77	0.96
	機械科 ◎	80	32	48	51	1	52	0	0	0	51	1	52	1.08	1.33
	化学技術科 ◎	40	14	26	13	32	45	0	0	0	13	32	45	1.73	1.26
46 鹿島台商	商業科	120	48	72	32	16	48	0	0	0	32	16	48	0.67	0.49
大 崎 地 区 計		1,280	472	808	453	327	780	4	0	4	449	327	776	0.96	0.87
47 浦 谷	普通科	160	48	112	44	26	70	0	0	0	44	26	70	0.63	0.93
48 小 牛 田 農 林	農業技術科・農業科学コース◎	40	16	24	12	20	32	0	0	0	12	20	32	1.33	1.38
	農業技術科・農業土木コース◎	40	16	24	46	1	47	0	0	0	46	1	47	1.96	1.33
	総合学科	120	48	72	37	47	84	0	0	0	37	47	84	1.17	1.29
49 南 郷	普通科	40	10	30	3	11	14	0	0	0	3	11	14	0.47	0.43
	産業技術科	40	9	31	22	7	29	0	0	0	22	7	29	0.94	0.69
遠 田 地 区 計		440	147	293	164	112	276	0	0	0	164	112	276	0.94	1.00

《全日制課程》

学校名	学科・コース	平成 28年度 募集定員	前期 選抜等 合格者数	後期選抜 募集人数	後期選抜 出願者数			後期選抜 欠席者数			後期選抜 受験者数			平成 27年度 後期選抜 受験倍率	平成 27年度 後期選抜 受験倍率
					男	女	計	男	女	計	男	女	計		
50 佐 沼	普通科	240	72	168	87	109	196	0	0	0	87	109	196	1.17	0.93
51 登 米	普通科	120	36	84	48	57	105	0	0	0	48	57	105	1.25	0.77
52 登米総合産業	農業科 ◎	40	11	29	24	8	32	0	0	0	24	8	32	1.10	1.24
	機械科 ◎	40	15	25	27	0	27	0	0	0	27	0	27	1.08	0.96
	電気科 ◎	40	13	27	13	2	15	0	0	0	13	2	15	0.56	0.88
	情報技術科 ◎	40	16	24	14	8	22	0	0	0	14	8	22	0.92	1.46
	商業科 ◎	40	16	24	8	11	19	0	0	0	8	11	19	0.79	0.42
	福祉科 ◎	40	15	25	6	12	18	0	0	0	6	12	18	0.72	0.83
登米地区計		600	194	406	227	207	434	0	0	0	227	207	434	1.07	0.91
53 築 館	普通科	160	48	112	59	67	126	0	0	0	59	67	126	1.13	0.96
54 岩ヶ崎	普通科・文系教養コース◎	80	26	54	17	14	31	0	0	0	17	14	31	0.57	0.60
	普通科・理系教養コース◎	40	7	33	12	2	14	1	0	1	11	2	13	0.39	0.33
55 迫 桜	総合学科	200	81	119	55	42	97	0	0	0	55	42	97	0.82	0.86
56 一 迫 商	流通経済科 ◎	40	14	26	10	5	15	0	0	0	10	5	15	0.58	0.63
	情報処理科 ◎	40	15	25	5	5	10	0	0	0	5	5	10	0.40	0.60
栗原地区計		560	191	369	158	135	293	1	0	1	157	135	292	0.79	0.76
北部地区合計		2,880	1,004	1,876	1,002	781	1,783	5	0	5	997	781	1,778	0.95	0.88
57 石 巻	普通科	240	72	168	105	66	171	1	0	1	104	66	170	1.01	1.01
58 石巻好文館	普通科	200	60	140	46	94	140	0	0	0	46	94	140	1.00	1.16
59 石巻西	普通科	200	60	140	51	71	122	0	0	0	51	71	122	0.87	1.24
60 石巻北	総合学科	200	66	134	62	41	103	0	0	0	62	41	103	0.77	1.54
61 宮城水産	海洋総合科	160	64	96	71	12	83	0	0	0	71	12	83	0.86	0.62
62 石巻工	機械科 ◎	80	32	48	56	1	57	1	0	1	55	1	56	1.17	0.85
	電気情報科 ◎	40	16	24	15	1	16	0	0	0	15	1	16	0.67	0.83
	化学技術科 ◎	40	16	24	12	1	13	0	0	0	12	1	13	0.54	1.33
	土木システム科 ◎	40	16	24	41	0	41	0	0	0	41	0	41	1.71	0.96
	建築科 ◎	40	16	24	20	7	27	0	0	0	20	7	27	1.13	1.04
63 石巻商	総合ビジネス科	200	80	120	69	47	116	0	0	0	69	47	116	0.97	0.89
64 桜 坂※	普通科・学励探求コース◎	120	48	72	*	15	15	*	0	0	*	15	15	0.21	0.71
	普通科・キャリア探求コース◎	80	32	48	*	46	46	*	0	0	*	46	46	0.96	0.96
石巻地区計		1,640	578	1,062	548	402	950	2	0	2	546	402	948	0.89	1.04
65 気仙沼	普通科	240	72	168	104	75	179	3	1	4	101	74	175	1.04	1.08
65 気仙沼西	普通科	80	24	56	13	40	53	0	0	0	13	40	53	0.95	0.81
67 志津川	普通科 ☆	80	48	32	3	3	6	0	0	0	3	3	6	0.19	0.03
	情報ビジネス科 ☆	40	10	30	7	4	11	0	0	0	7	4	11	0.37	0.16
68 本吉響	総合学科	120	32	88	41	35	76	0	0	0	41	35	76	0.86	0.82
69 気仙沼向洋	情報海洋科 ◎	40	16	24	22	0	22	0	0	0	22	0	22	0.92	0.64
	産業経済科 ◎	40	16	24	12	20	32	0	0	0	12	20	32	1.33	0.96
	機械技術科 ◎	40	16	24	25	2	27	0	0	0	25	2	27	1.13	0.79
本吉地区計		680	234	446	227	179	406	3	1	4	224	178	402	0.90	0.82
東部地区合計		2,320	812	1,508	775	581	1,356	5	1	6	770	580	1,350	0.90	0.97
全 日 制 合 計		14,760	4,868	9,892	6,862	5,397	12,259	129	16	145	6,733	5,381	12,114	1.22	1.20

◎は後期選抜において、出願学科以外のいずれか1つを第2志望とできる学科(柴田農林においては川崎校を除く)、●は後期選抜において、普通科を第2志望にできる学科、★は一括募集、☆は連携型入試を実施する学科、※は市立高等学校を示す。■は併設中学校からの入学を含む。

3 各学校・学科別の後期選抜実施状況

《定時制課程》

学校名	学科・コース	平成 28年度 募集定員	前期 選抜等 合格者数	後期選抜 募集人数	後期選抜 出願者数			後期選抜 欠席者数			後期選抜 受験者数			平成 27年度 後期選抜	
					男	女	計	男	女	計	男	女	計	受験倍率	受験倍率
1 白石七ヶ宿	普通科 / 昼	40	9	31	8	3	11	0	0	0	8	3	11	0.35	0.14
2 大河原商	普通科 / 夜	40	1	39	3	2	5	0	0	0	3	2	5	0.13	0.25
3 宮城二工	電子機械科 / 夜 ◎	40	4	36	4	0	4	1	0	1	3	0	3	0.08	0.16
	電気科 / 夜 ◎	40	1	39	2	0	2	0	0	0	2	0	2	0.05	0.03
4 名 取	普通科 / 夜	40	1	39	3	2	5	0	0	0	3	2	5	0.13	0.22
5 貞 山	普通科 / 昼	120	36	84	24	16	40	0	0	0	24	16	40	0.48	0.75
	普通科 / 夜	40	7	33	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0.12	0.17
6 古川工	機械科 / 夜 ◎	40	2	38	5	0	5	0	0	0	5	0	5	0.13	0.16
	電気科 / 夜 ◎	40	1	39	0	2	2	0	0	0	0	2	2	0.05	0.05
7 田尻さくら	普通科 / I部 (午前)	80	11	69	12	19	31	1	0	1	11	19	30	0.43	0.48
	普通科 / II部 (午後夕間)	40	2	38	5	1	6	0	0	0	5	1	6	0.16	0.21
8 佐 沼	普通科 / 夜	40	2	38	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0.03	0.23
9 東 松 島	普通科 / I部 (午前) ◎	40	12	28	17	9	26	0	0	0	17	9	26	0.93	0.71
	普通科 / II部 (午後) ◎	40	9	31	17	14	31	0	0	0	17	14	31	1.00	1.18
	普通科 / III部 (夜間) ◎	40	1	39	2	1	3	0	0	0	2	1	3	0.08	0.32
10 石巻北飯野川	普通科 / 昼	40	3	37	6	5	11	0	1	1	6	4	10	0.27	0.31
11 気仙沼	普通科 / 夜	40	0	40	2	1	3	0	0	0	2	1	3	0.08	0.15
12 仙台大志※	普通科 / I部 (午前午後) ◎	90	27	63	49	30	79	0	1	1	49	29	78	1.24	1.00
	普通科 / II部 (午後夜間) ◎	30	6	24	10	2	12	0	0	0	10	2	12	0.50	0.71
13 仙 台 工※	建築土木科 / 夜 ◎	40	3	37	2	1	3	0	0	0	2	1	3	0.08	0.26
	機械科 / 夜 ◎	40	3	37	10	0	10	0	0	0	10	0	10	0.27	0.26
定 時 制 合 計		1,000	141	859	186	108	294	2	2	4	184	106	290	0.34	0.39

◎は後期選抜において、出願学科以外のいずれか1つを第2志望とできる学科、※は市立高等学校を示す。

1 後期選抜における地区別の受験倍率（全日制）

地区	H28	H27	増減	H24
	受験倍率	受験倍率		一般入試
南部	1.01	0.96	0.05	0.95
中部南	1.43	1.38	0.05	1.43
中部北	1.47	1.46	0.01	1.45
北部	0.95	0.88	0.07	0.96
東部	0.90	0.97	-0.07	0.97
合計	1.22	1.20	0.02	1.21

2 後期選抜における学科別の受験倍率（全日制）

学科	H28	H27	増減	H24
	受験倍率	受験倍率		一般入試
普通	1.28	1.22	0.06	1.25
農業	1.12	1.10	0.02	0.94
工業	1.26	1.23	0.03	1.19
商業	1.10	1.09	0.01	1.27
水産	0.95	0.67	0.28	0.96
体育	1.83	1.67	0.16	1.54
英語	1.69	1.54	0.15	1.20
家庭	1.08	1.36	-0.28	1.06
看護	1.61	1.54	0.07	1.50
理数	1.04	1.81	-0.77	1.13
美術	1.00	1.80	-0.80	1.00
総合	0.89	1.06	-0.17	1.11
福祉	0.72	0.83	-0.11	—
災害科学	0.88	—	—	—
合計	1.22	1.20	0.02	1.21

3 学校・学科別の後期選抜の受験倍率（全日制 上位10位）

(H28)

	学校名	学科名	受験倍率
1	柴田	体育科	2.42
2	仙台工	機械科	2.10
3	仙台工	土木科	2.06
4	仙台工	建築科	2.00
5	小牛田農林	農業技術科・農業土木コース	1.96
6	泉	英語科	1.92
7	仙台工	電気科	1.90
8	宮城工	化学工業科	1.88
9	松島	普通科	1.87
10	泉	普通科	1.86

(H27)

	学校名	学科名	受験倍率
1	名取	家政科	2.29
2	仙台工	電気科	2.08
2	宮城一	理数科	2.08
4	松島	普通科	2.00
5	宮城工	電子機械科	1.88
5	利府	スポーツ科学科	1.88
7	仙台工	機械科	1.82
8	仙台三	普通科	1.80
8	宮城野	美術科	1.80
10	宮城工	化学工業科	1.79

4 平成28年度に学科改編を行う学校・学科の後期選抜の受験倍率等

学校名	学科名	募集人数	受験者数	受験倍率
多賀城	災害科学科	24	21	0.88

5 平成27年度に学科改編を行った学校・学科の後期選抜の受験倍率等

学校名	学科名	募集人数	受験者数	受験倍率
登米 総合産業	農業科	29	32	1.10
	機械科	25	27	1.08
	電気科	27	15	0.56
	情報技術科	24	22	0.92
	商業科	24	19	0.79
	福祉科	25	18	0.72
合計		154	133	0.86

6 平成26年度に学科改編を行った学校・学科の後期選抜の受験倍率等

学校名	学科名	募集人数	受験者数	受験倍率
松島	観光科	56	74	1.32

7 今後の入試日程

- | | | |
|----------|--------|-----------------------------|
| (1)後期選抜 | 合格発表 | 3月16日(水)午後3時 |
| (2)第二次募集 | 出願期間 | 3月17日(木)～3月18日(金)午後3時 |
| | 学力検査等 | 3月23日(水) |
| | 合格発表 | 3月23日(水)または3月24日(木) |
| (3)通信制課程 | 出願期間 | 3月13日(日)～3月18日(金)午前11時 |
| | 面接 | 3月22日(火)～3月24日(木)のうちのいずれか1日 |
| | 結果通知送付 | 3月26日(土) |

県有体育施設のネーミングライツの選定結果について

1 スポンサーが決定した施設及び愛称等

施設名	ネーミングライツスポンサー	愛称	応募金額(年)
宮城県サッカー場	みやぎ生活協同組合	みやぎ生協 めぐみ野サッカー場	100万円

※ 応募金額（年）には、消費税及び地方消費税は含まれていません。

(参考：決定した企業の概要)

ネーミングライツスポンサー	主な業務内容
みやぎ生活協同組合 (仙台市泉区八乙女4-2-2)	小売業（スーパー）、共同購入事業

2 契約期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）

3 継続して募集している施設について

次の施設において、継続して公募をしております。申込があった場合は、先着順に審査を行い、スポンサーを決定する予定です。

施設名	所在地	応募金額(年)
宮城県第二総合運動場	宮城県仙台市太白区根岸町15-1	年額200万円以上
宮城県ライフル射撃場	宮城県石巻市沢田字金山51-1	年額10万円以上

※ 応募金額（年）には、消費税及び地方消費税は含まれていません。

教育庁関連情報一覧 (平成28年2月10日～平成28年3月14日)

○みやぎ高校生フォーラムを開催

生徒が、日々の学習や体験等を通じ醸成してきた志や将来への思いを、発表や意見交換をとおして共有し、自らが社会で果たすべき役割を考える機会とすることを目的に、みやぎ高校生フォーラムを開催した。

【概要】

大会名 平成27年度みやぎ高校生フォーラム ～私たちの志と地域貢献～

期 日 平成28年2月13日 (土)

会 場 県庁2階 講堂

1 内 容

- (1) ポスターセッション「各校における志教育の取組内容 (発表69校)」
- (2) 生徒実行委員による「H29南東北インターハイ」「みやぎ総文2017」の紹介
- (3) 地域貢献活動の発表 石巻高校、岩ヶ崎高校、築館高校
- (4) 意見発表「私の志」 亙理高校、仙台白百合学園高校、農業高校
- (5) パネルディスカッション「私たちの志～日本を飛び出して思うこと～」 ※村井知事出席
パネリスト校 古川黎明高校、仙台第三高校、仙台二華高校、佐沼高校
コーディネーター校 宮城第一高校
- (6) 「みやぎの高校生に期待する」 村井知事から高校生への激励等

(担当：高校教育課)



○宮城水産高校と民間企業のコラボ商品の研究発表会を開催

宮城水産高校で取組んでいる課題研究の授業で、ナンノクロロプシス(海洋性微細藻類)と地元企業の食材(伊達の旨塩)を使用し民間企業と連携して開発した「なんくる塩飴」が、第40回宮城県水産加工品評会で宮城県水産加工研究団体委員長賞を受賞し、研究発表会が開催された。

2 【概要】

期 日 平成28年2月22日 (月)

会 場 宮城県水産高校

内 容 ・研究発表 : 「ナンノクロロプシスを使用した製品開発」

・発表者 : 海洋総合科食品科学類型3年 高橋由樹 田中敬祐 早坂侑人

※「ナンノクロロプシス」は栄養豊富な海産微細藻類で、近年バイオ燃料の原料としても注目されている。



(担当：高校教育課)

○平成27年度宮城県高等学校理科課題研究発表会を開催

県内の高校理数科の生徒が一堂に会し、各校で取り組んだ課題研究の学習成果を発表して理科や数学の知識・理解を深めるとともに、生徒間で交流することを目的として、「宮城県高等学校理科課題研究発表会」を開催した。

【概要】

- 期 日 平成28年3月3日(木) 午後1時から3時50分まで
 会 場 県庁2階 講堂
 参 加 宮城第一高校、仙台第三高校、仙台向山高校 理数科生徒(1・2年生)
 関係職員および保護者
 内 容 ①課題研究発表 各校から代表2グループが発表
 (発表時間12分・質疑5分・入れ替え3分)
 ②講 評 東北大学、宮城県総合教育センター
 講 師 東北大学大学院農学研究科 教授 渡辺正夫
 東北大学工学部化学・バイオ工学科 准教授 渡邊 賢
 宮城県総合教育センター 指導主事 針生智之



(担当：高校教育課)

○「心の復興記録集『東日本大震災を乗り越えて』」を発刊

県内の小・中・高校生が、東日本大震災からの5年間を振り返り、経験から学んだことや実践してきたこと、現在の心境や今後の生き方等についての作文を取りまとめ、震災後、初めてとなる「心の復興記録集」を発刊した。

【概要】

- 内 容 県内34市町村(仙台市を除く。)の小・中・高校生の作文106点を掲載
 ・小学生45作品 ・中学生36作品 ・高校生25作品
 発 刊 日 平成28年3月
 発刊部数 1,500部
 送 付 先 県内34市町村の各小・中学校、県立中学校、公立高等学校、県立特別支援学校、各市町村教育委員会、公立図書館、県関係機関等
 そ の 他 本記録集に掲載の作文は、県教育委員会のホームページにも掲載しており、ダウンロード可



(担当：義務教育課)

〇みやぎ総文2017の公式ホームページを開

平成29年夏に宮城県を会場に開催される「第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017)」を広く周知するため、大会情報や準備状況、イベント情報等を掲載する公式ホームページを公開した。

【概要】

アドレス <http://www.miyagi-soubun.jp/>



公開期間 平成30年3月31日(土)まで(予定)

内容 大会情報、準備状況、PRイベントの情報等の掲載

参考 大会期間

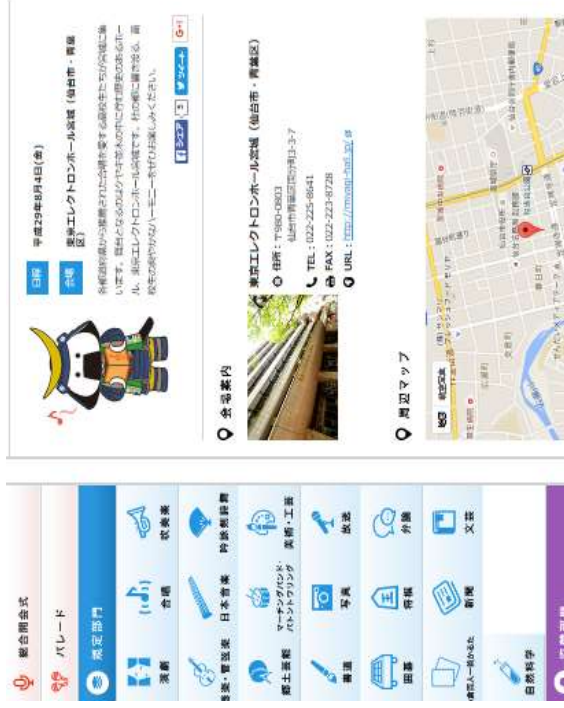
平成29年7月31日(月)から平成29年8月4日(金)まで(5日間)

5

・トップページレイアウト



・大会情報掲載ページレイアウト



(担当：全国高校総合文化祭推進室)

児童生徒の安全・安心を守る



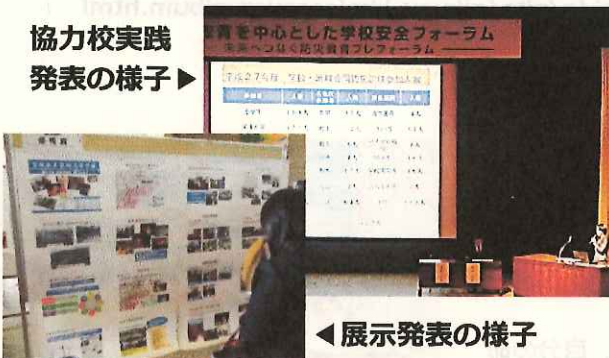
未来へつなぐ防災教育・安全教育

東日本大震災から間もなく5年目を迎えようとしています。県教育委員会では、防災教育の充実に向けて、さまざまな取組を行ってきました。これまでの取組の成果や課題等を生かし、防災教育の推進とともに幅広い学校安全教育の取組として発展させていきます。

「防災教育」を中心とした学校安全フォーラム開催

平成28年1月22日、岩沼市民会館を会場に、東北大学災害科学国際研究所防災教育国際協働センターとの共催で「防災教育を中心とした学校安全フォーラム」を開催しました。フォーラムには、県内はもとより、遠くは兵庫県からの参加もあり、教職員及び教育関係機関等の職員約400名が参加し、本県の取組等を共有しました。

協力校実践
発表の様子▶



◀ 展示発表の様子

午前は「未来をひらく地域に根差した安全教育」、午後は「未来へつなぐ防災教育」をテーマに、防災教育を含む安全教育、安全体制を内容とした講演、パネルディスカッション、防災教育推進協力校の実践発表などが行われました。

また、展示ブースでは、防災・安全教育に取り組んでいる関係機関の授業等で役立つ教材の紹介、各学校の防災活動の取組や記録集等も展示され、参加者にとって収穫の多いフォーラムとなりました。

学校と関係機関が連携した安全・安心なまちづくり 大崎市立岩出山小学校

大崎市立岩出山小学校では、地域連携の取組を中学校区に広げ、近隣の幼・小・中・高等学校の学校関係者、市の防災担当、関係機関等に呼び掛け、「学校・地域防災委員会」を組織しました。学校、家庭、地域相互の取組を互いに理解し、防災上の課題を共有するなど、広域の連携により、その解決にあたる活動を行っています。

委員会は年3回開催され、自然災害などの防災に関わる内容だけにとどまらず、交通安全や防犯も含めた、安全で安心な学校やまちづくりを目指した話し合いが進められています。

▼委員会のメンバー

市防災担当、市教育委員会、市社会福祉協議会、学識経験者、警察、消防、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織、防犯協会、地区公民館、岩出山中学校区の幼・小・中・高校、岩出山小学校PTA及び職員等



◀ 委員会の様子

危険箇所の確認▶



平成28年度から「防災担当主幹教諭」が「安全担当主幹教諭」に変わります

これまで学校における防災体制の整備と防災教育の地域連携を推進するため、「防災担当主幹教諭」を各圏域の中心となる小・中学校に配置してきましたが、自然災害にとどまらず学校管理下の事故全般についても、地域内の学校や関係機関との意識共有を図ることが必要となっています。

このため、「防災担当主幹教諭」を「安全担当主幹教諭」に改め、「防災担当主幹教諭」が担ってきた役割に加え、総合的な学校安全の推進及び強化に取り組んでいきます。

心の復興記録集「東日本大震災を乗り越えて」を発行

県教育委員会では、これまで防災教育の推進とともに子どもたちの心のケアに取り組んできました。時間の経過とともに、震災当時の状況やその時の心情などについて話すことができるようになった子どもたちも出てきています。



震災から5年が経過するこの時期に、これまでを振り返り、経験から学んだことや実践してきたこと、現在の心境や今後の生き方等について文章に残すことは、自己の成長を確認し、震災を乗り越えて前に進もうとする力となるものと考え、県内の学校に「東日本大震災を振り返る」活動の実施をお願いしました。そして今回、県内の小・中・高校生の作文106点を1冊にまとめた「心の復興記録集『東日本大震災を乗り越えて』」として発行しました。

収められた作品には、宮城の子どもたちが震災とどう向き合い、何を学び、今後どのような志をもって生きていこうとしているのかが素直に表現されています。この記録集は、県内の公立図書館や義務教育課のホームページでご覧いただけます。

義務教育課HP

<http://www.pref.miyagi.jp/site/gikyou-kkr/recoveryalbum.html>

防災教育の推進・充実に支援

みやぎ防災教育副読本「未来への絆」（平成28年3月発行）

「未来への絆」の園児向け絵本「みんなえがいで」と中学校編、高等学校編の作成が終了し、これで幼児から高校生まで、それぞれの年代に対応した副読本がすべて完成しました。

この副読本は、子どもたちが、将来どのような災害にあっても、自分の命を守り、共に助け合い、生き抜いていくことができるよう願って作成しました。

なお、絵本及び副読本、生徒用ワークシート、教師用指導略案を3月末までに、スポーツ健康課のホームページに掲載します。

スポーツ健康課HP

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/supoken/hukudokuhon.html>



総合教育センター専門研究

総合教育センターでは、これまで「防災教育スタートパック」、「防災教育トレーニングパック」、「防災教育ハートフルパック」を開発し、各学校の防災教育の充実に支援してきました。そして、今年度は恒常的な防災教育の一助となるよう、データベース型防災教材を作成しました。

防災副読本をはじめ、県内の様々な防災教材や実践事例など、防災教育に必要な情報を検索し、「防災だより」を情報共有の手段としてだけでなく、日々の防災教材として活用できるよう工夫したものです。

3月後半に総合教育センターHP上に公開する予定ですので、ぜひご活用ください。

宮城県総合教育センターHP

<http://www.edu-c.pref.miyagi.jp/>

みやぎ防災教育ツールボックス

日常の防災が非常時に生きる、生きるにつながる防災教育を共有しよう

防災だより等作成ツール
作って、読んで、みんなで共有

「防災だより」作成
「防災だより」作成・発行支援
「防災だより」から新聞（児童生徒・家庭）へ
・防災教育の紹介
・校内研修のやり方
・防災の取組の共有、防災情報の共有を図ろう

「リーフレット」作成・発行支援
「防災教育ツールボックス」を印刷、配布し迅速に導入しよう

防災情報検索ツール
調べて、教えて、みんなで共有

市町村別
地域について調べよう
学校の所在地・校外学習先等の防災情報をチェック

災害種別
災害について調べよう
調べたい災害の種類別、災害の因果等に
関する情報をチェック

校種と教科・領域・行事別
防災教材について調べよう
調べたい教科や行事の防災教材、災害の因果等に
関する情報をチェック

学校防災マニュアル 参考資料
学校防災マニュアルを見よう
東日本大震災の経験・記述・幼児等をチェック



無断転用禁止

宮城県教育庁
教職員課・スポーツ健康課

〒980-8423 仙台市青葉区本町3-8-1
TEL 022-211-3639 FAX 022-211-3698
TEL 022-211-3662 FAX 022-211-3796

●このリーフレットの制作は平成28年3月です。

資料配付(4)

平成28年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況(2月末現在)について

	H27.3月末	H27.9月末	H27.10月末	H27.11月末	H27.12月末	H28.1月末	H28.2月末	前年同月	増減 (当月-前年同月)
内定率	98.9%	44.0%	67.6%	84.1%	91.0%	93.8%	97.1%	97.3%	-0.2%
男子	99.3%	46.9%	69.7%	85.3%	92.2%	94.6%	97.7%	98.1%	-0.4%
女子	98.3%	40.3%	64.8%	82.4%	89.4%	92.7%	96.4%	96.1%	0.3%
全国平均	97.5%	—	73.4%	—	90.0%	—	—	—	—

内訳

卒業生	19,917	19,839	19,827	19,808	19,790	19,779	19,774	19,932	-158	
進学希望者	14,900	14,628	14,689	14,761	14,790	14,767	14,728	14,935	-207	
臨時的仕事希望者	243	52	82	91	111	149	179	206	-27	
進路未定者	44	107	98	90	65	57	50	51	-1	
就職希望者	4,730	5,052	4,958	4,866	4,824	4,806	4,817	4,740	77	
内訳	県内	3,845	4,247	4,103	3,986	3,942	3,919	3,915	3,855	60
	県外	885	805	855	880	882	887	902	885	17
	職安・学校紹介	4,098	4,198	4,224	4,227	4,227	4,221	4,217	4,125	92
	縁故・自営	265	167	178	192	193	204	226	248	-22
	公務員	367	687	556	447	404	381	374	367	7
就職内定者	4,677	2,223	3,350	4,091	4,389	4,509	4,679	4,610	69	
内訳	県内	3,798	1,712	2,629	3,281	3,538	3,641	3,784	3,736	48
	県外	879	511	721	810	851	868	895	874	21
	職安・学校紹介	4,066	2,176	3,216	3,710	3,932	4,014	4,126	4,027	99
	縁故・自営	245	46	82	116	136	166	210	221	-11
	公務員	366	1	52	265	321	329	343	362	-19
就職未内定者	53	2,829	1,608	775	435	297	138	130	8	
月間受験者数	71	4,153	1,074	695	330	177	168	132	36	

【概況】※()内は前年同月

- ① 就職内定率 : 97.1% (97.3%)
- ② 進路希望の割合状況 : 進学 74.5% (74.9%) 就職 24.4% (23.8%)
臨時的仕事 0.9% (1.0%) 未定 0.3% (0.3%)
- ③ 就職希望者の割合 : 県内 81.3% (81.3%) 県外 18.7% (18.7%)
- ④ 県内外の内定率 : 県内 96.7% (96.9%) 県外 99.2% (98.8%)
- ⑤ 内定者の割合 : 県内 80.9% (81.0%) 県外 19.1% (19.0%)
- ⑥ 学科別内定率

学科別内定率	普通科	農業科	工業科	商業科	水産科	家庭科	その他	総合学科
平成27年度	95.1%	98.0%	99.5%	98.3%	97.8%	97.4%	90.9%	98.6%
平成26年度	96.0%	97.6%	99.2%	97.8%	100.0%	93.3%	98.6%	96.8%

⑦地域別内定状況

地域別内定率	仙台	大和	石巻	塩釜	古川	大河原	白石	築館	迫	気仙沼
平成27年度	96.6%	99.4%	93.4%	96.2%	98.6%	98.1%	98.1%	99.0%	99.0%	98.1%
平成26年度	96.6%	95.0%	96.4%	96.4%	98.7%	95.8%	99.6%	99.5%	98.2%	98.7%

⑧宮城労働局発表 県内求人倍率(1月末現在)(職安学校紹介のみ、ただし支援学校・通信制含む)

	22年3月卒	23年3月卒	24年3月卒	25年3月卒	26年3月卒	27年3月卒	28年3月卒
県内求人数	4,022	3,957	5,133	6,874	7,897	9,326	9,704
県内求職者数	3,708	3,689	3,043	3,510	3,549	3,437	3,494
求人倍率	1.08	1.07	1.69	1.96	2.23	2.71	2.78

第71回国民体育大会冬季大会の結果について

1 大会概要

		冬季大会		本大会
		スケート・アイスホッケー	スキー	
開催期間	開始日	平成28年1月27日(水)	平成28年2月20日(土)	平成28年10月1日(土)
	最終日	平成28年1月31日(日)	平成28年2月23日(火)	平成28年10月11日(火)
開催地		岩手県	岩手県	岩手県

(※今後開催予定)

2 参加状況

		冬季大会		本大会	合計
		スケート・アイスホッケー	スキー		
参加競技数		2	1		3
参加人員	本部役員	7	7		14
	顧問	0	0		0
	監督	4	3		7
	選手	25	38		63
	合計	36	48		84

3 成績概況

(1) 総合成績

男女総合(天皇杯)		女子総合(皇后杯)	
30位	41点	24位	25点

(2) 至近5年間の開催地と宮城県の状況

開催地	67 岐阜・愛知	68 東京・秋田	69 栃木・山形	70 群馬	71 岩手
天皇杯					
順位	22	25	33	18	30
得点	54	48	20	82	41

(3) 東北各県の状況

県	青森	岩手	秋田	山形	福島	宮城
天皇杯						
順位	8	4	9	3	23	30
得点	153	178	149	191	51.5	41



東日本大震災文庫展Ⅵ

いつまでも忘れないために －未来へ伝える記憶と記録－



平成 28 年 3 月 11 日（金）から

平成 28 年 6 月 24 日（金）まで

図書館開館日の午前 9 時～午後 5 時 入場無料



宮城県図書館 2 階展示室



宮城県仙台市泉区紫山 1-1-1

問い合わせ：022-377-8444

いつまでも忘れないために

宮城県図書館では、これまで皆さまからの御協力により、多くの震災関連資料を御提供いただいております。

御提供いただいた資料は、すべて東日本震災の記憶の断片であり、ふるさと宮城の貴重な記録でもあります。

本展示では、これら記録の一端を御紹介して、復旧から再生へと進むふるさとの姿を御覧いただきます。

また、新たな記録の発信として、平成 27 年 6 月に公開した「東日本大震災アーカイブ宮城」を御紹介いたします。

宮城県図書館では、今後も震災関連資料を収集してまいります。皆さまからの御理解と御提供をお願いいたします。

展示期間：平成 28 年 3 月 11 日（金）から

平成 28 年 6 月 24 日（金）まで

図書館開館日の午前 9 時から午後 5 時まで

場 所：宮城県図書館 2 階展示室



交通アクセス

- JR 仙台駅からバスで 1 時間
- 地下鉄泉中央駅からバスで 30 分
- 東北自動車道泉 IC から車で 15 分
(状況により時間が変わることがあります)

お問い合わせ先

宮城県図書館 企画協力班
仙台市泉区紫山 1-1-1
TEL 022-377-8444